

野村外国株式インデックス ファンド・MSCI-KOKUSAI (確定拠出年金向け)

追加型投信 海外 株式 インデックス型

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2025年6月27日)

この目論見書により行なう野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI(確定拠出年金向け)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年6月26日に関東財務局長に提出しており、2025年6月27日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	: 東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	: 該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	3
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	4
(12)【その他】	4
第二部【ファンド情報】	5
第1【ファンドの状況】	5
1【ファンドの性格】	5
2【投資方針】	10
3【投資リスク】	21
4【手数料等及び税金】	25
5【運用状況】	27
第2【管理及び運営】	36
1【申込（販売）手続等】	36
2【換金（解約）手続等】	37
3【資産管理等の概要】	38
4【受益者の権利等】	40
第3【ファンドの経理状況】	42
1【財務諸表】	45
2【ファンドの現況】	89
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	90
第三部【委託会社等の情報】	91
第1【委託会社等の概況】	91
1【委託会社等の概況】	91
2【事業の内容及び営業の概況】	93
3【委託会社等の経理状況】	94
4【利害関係人との取引制限】	144
5【その他】	144
約款	145

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI(確定拠出年金向け)
(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)
なお、当初元本は1口当り1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※ 「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

なし

(6) 【申込単位】

1 円以上 1 円単位 (当初元本 1 口 = 1 円)

(7) 【申込期間】

2025 年 6 月 27 日から 2026 年 6 月 29 日まで

＊ なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込日の翌々営業日までに申込金額を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

※受益権の申込みを行なう投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

◆ 外国の株式を実質的な主要投資対象^{※1}とし、MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)^{※2}の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

※1 ファンドは、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※2 MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI (確定拠出年金向け))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国 内	株 式	インデックス型
追加型	海 外	債 券	
		不動産投信	
	内 外	その他資産 ()	特 殊 型
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本を除く)			
	年 2 回	日本			日経 225
	年 4 回	北米	ファミリーファンド	あり ()	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州			TOPIX
	年 12 回 (毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (MSCI- KOKUSAI)
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ			
		中近東 (中東)			
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固定型 資産配分変更型					

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標と

する投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

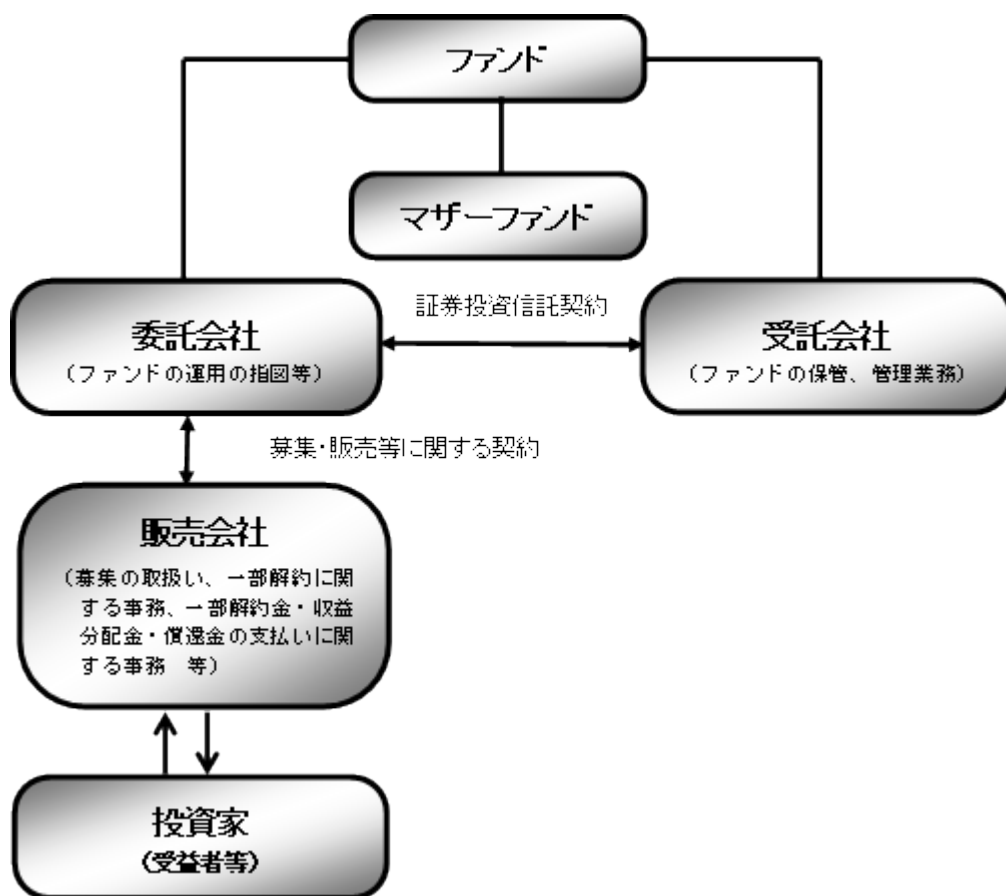
(4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2002 年 2 月 22 日

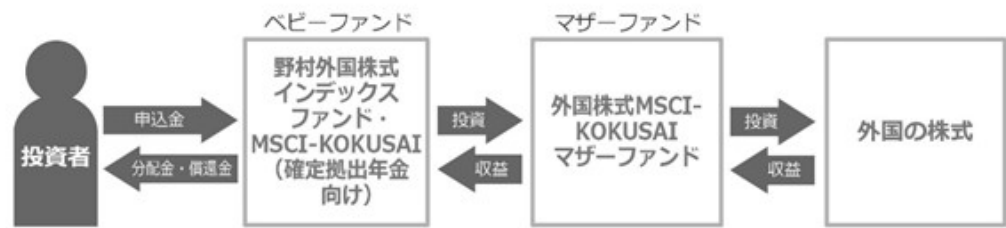
信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI(確定拠出年金向け)
マザーファンド (親投資信託)	外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■ 委託会社の概況 (2025 年 5 月末現在) ■

- ・ 名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・ 資本金の額
17,180 百万円
- ・ 会社の沿革
1959 年 12 月 1 日 野村証券投資信託委託株式会社として設立
1997 年 10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000 年 11 月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
- ・ 大株主の状況

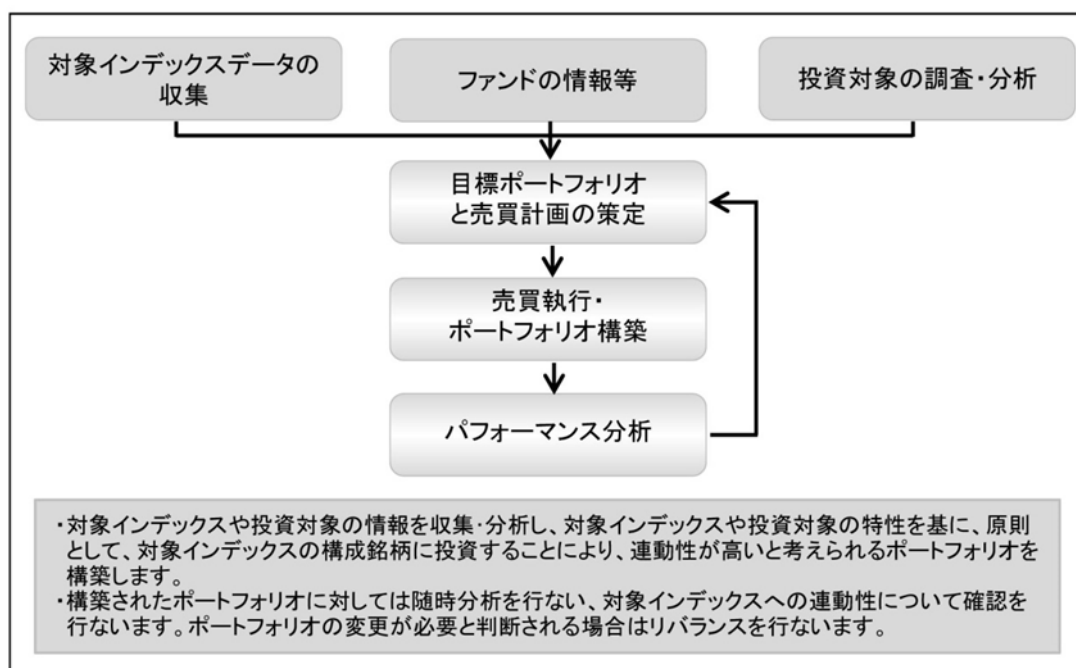
名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
株式の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

■投資プロセス■



* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

■MSCI-KOKUSAI 指数とは■

- ◆MSCI-KOKUSAI 指数は、MSCI が開発した、日本を除く先進国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。
- ◆指数の著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◆外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドについて

「MSCI」の著作権等について

MSCI-KOKUSAI 指数の著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc. (MSCI)、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなる MSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係は一切主張することはできません。

（２）【投資対象】

外国の株式を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。
なお、株式に直接投資する場合があります。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

① 投資の対象とする資産の種類（約款第 17 条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限 ④および⑤」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

- 2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

② 有価証券の指図範囲（約款第 18 条第 1 項）

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1 株券または新株引受権証書
- 2 国債証券
- 3 地方債証券
- 4 特別の法律により法人の発行する債券

- 5 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10 コマーシャル・ペーパー
- 11 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- 12 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 17 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 18 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 20 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 21 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、次の金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形
- 5 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象

- 1 先物取引等
- 2 スワップ取引

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

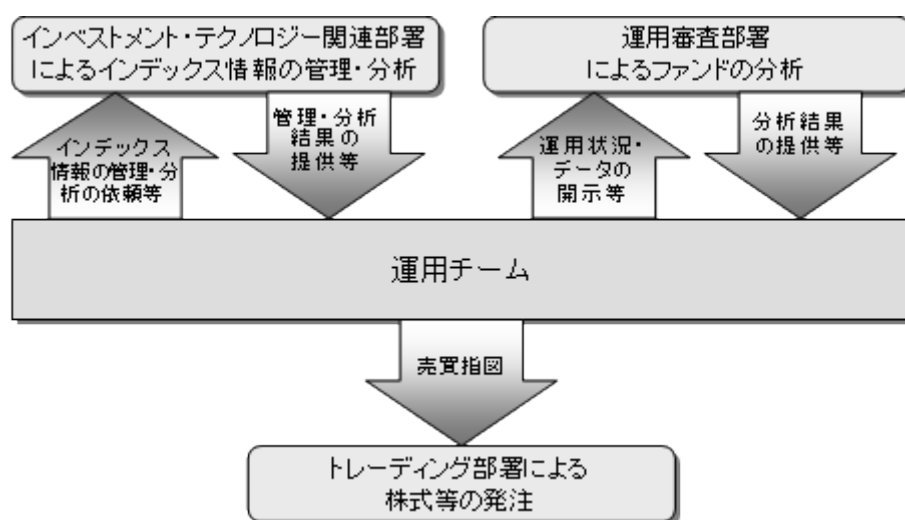
⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

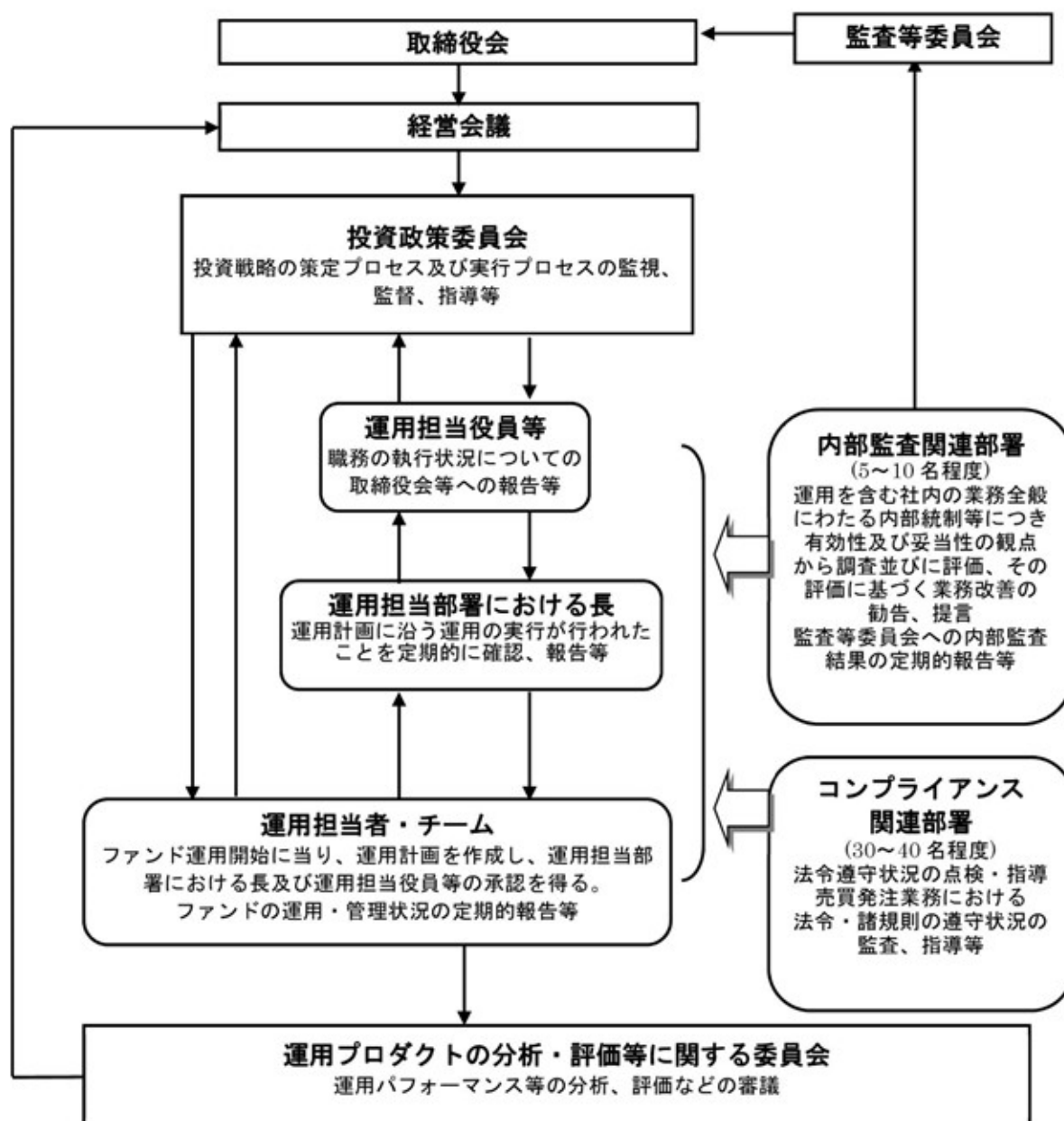
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当収入等を中心として基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
- ※ 利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ※ 売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ※ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- * 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年3月31日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

- ① 株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

- ② 外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

- ③ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

- ④ 先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

(i) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利

払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ii) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(iii) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤ スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第24条）

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避す

るため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

(ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(v) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(vi) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑦ 投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑧ 投資する株式等の範囲(約款第20条)

(i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内(新株引受権証券および新株予約権証券については、運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。)で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑨ 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑩ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑪ 同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債[※]への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

⑫ 信用取引の指図範囲(約款第 22 条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2 株式分割により取得する株券
- 3 有償増資により取得する株券
- 4 売り出しにより取得する株券
- 5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑬ 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第 26 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないこととします。
- 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑭ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第 27 条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮ 外国為替予約の指図(約款第 28 条)

(i) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(ii) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑯ 資金の借入れ(約款第 37 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投

資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑰ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

⑱ 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3 【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

【株価変動リスク】

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

【為替変動リスク】

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

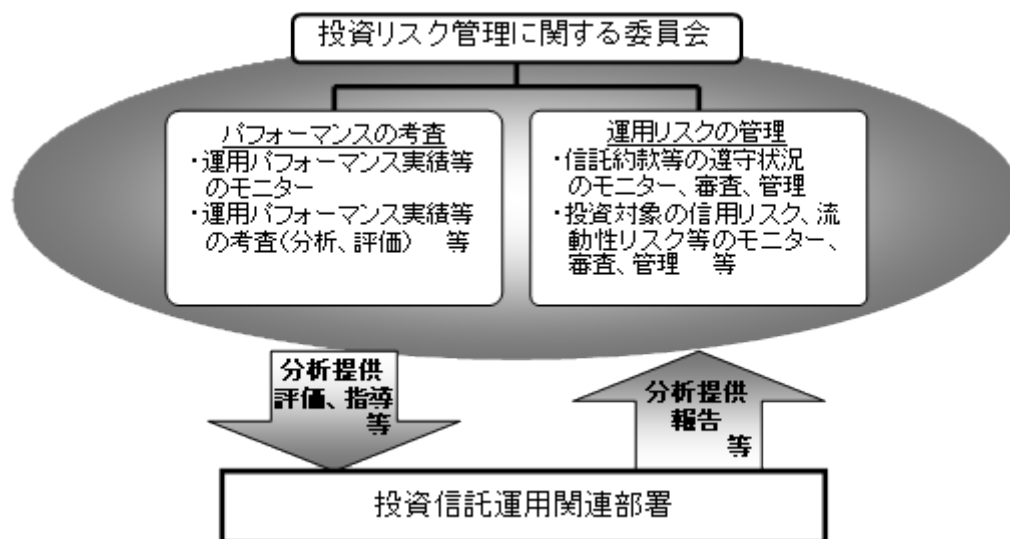
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

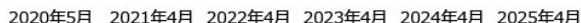
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	56.6	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 5.5	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	22.0	15.1	22.7	12.9	△ 2.0	5.2	7.0

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年5月末を10,000として指数化しております。

*年間騰落率は、2020年5月から2025年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年5月から2025年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSA1指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開示した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデュシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデュシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社での事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス（除く日本・ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本・ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバースファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよぶます）についてご提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスに法的に推奨するものでもありません。ごに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。

米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指しに連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

JPMsLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.09889%（税抜年 0.0899%）の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年 0.0259%	年 0.05%	年 0.014%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	口座内でのファンドの管理および事務手続き、購入後の情報提供、各種書類の送付等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ④ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%)の税率で源泉徴収*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

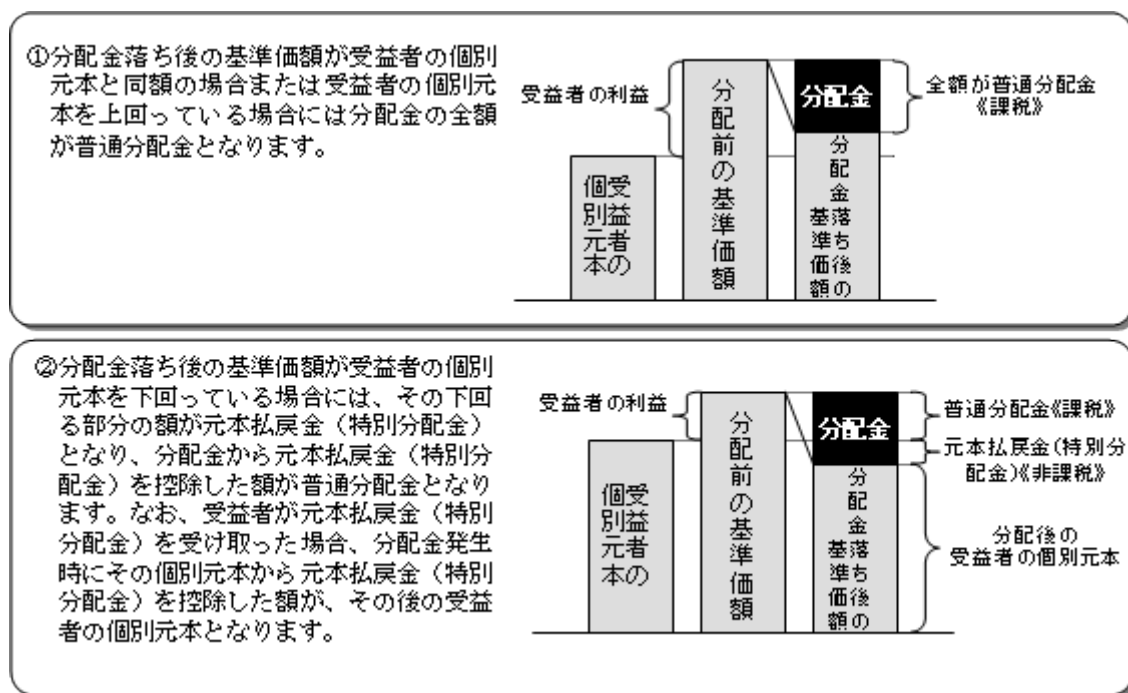
■換金(解約)時および償還時の課税について■

◆換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2025 年 4 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

(単位：%)

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.12	0.11	0.01

(2024年4月2日～2025年3月31日)

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * マザーファンドが支払った費用を含みます。
- * その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5 【運用状況】

以下は 2025 年 4 月 30 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

野村外国株式インデックスファンド・MSCI－KOKUSAI（確定拠出年金向け）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	838,625,271,564	99.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	83,752,219	0.00
合計（純資産総額）		838,709,023,783	100.00

(参考) 外国株式MSCI－KOKUSAI マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,968,153,113,962	73.41
	カナダ	90,422,455,101	3.37
	ドイツ	74,591,093,875	2.78
	イタリア	22,407,053,873	0.83
	フランス	80,057,523,475	2.98
	オランダ	33,460,055,788	1.24
	スペイン	22,516,189,096	0.83
	ベルギー	5,566,470,330	0.20
	オーストリア	1,409,398,388	0.05

	ルクセンブルグ	496,793,200	0.01
	フィンランド	7,434,159,679	0.27
	アイルランド	2,253,866,229	0.08
	ポルトガル	1,187,042,815	0.04
	スイス	802,179,419	0.02
	ジャージー	145,772,991	0.00
	イギリス	107,465,038,610	4.00
	スイス	71,602,437,129	2.67
	スウェーデン	22,506,930,585	0.83
	ノルウェー	4,477,661,944	0.16
	デンマーク	16,375,536,271	0.61
	オーストラリア	45,823,155,786	1.70
	ニュージーランド	1,393,430,350	0.05
	香港	11,999,975,909	0.44
	シンガポール	8,839,418,560	0.32
	イスラエル	3,758,714,912	0.14
	小計	2,605,145,468,277	97.17
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	43,813,475,974	1.63
	フランス	1,029,085,412	0.03
	イギリス	710,052,986	0.02
	オーストラリア	2,895,316,833	0.10
	香港	501,905,140	0.01
	シンガポール	670,161,639	0.02
	小計	49,619,997,984	1.85
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	26,021,059,400	0.97
合計（純資産総額）		2,680,786,525,661	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	24,797,743,619	0.92
	買建	カナダ	1,110,862,512	0.04
	買建	ドイツ	3,123,186,618	0.11
	買建	イギリス	1,327,274,829	0.04
	買建	スイス	874,314,222	0.03
	買建	オーストラリア	588,256,512	0.02

（２）【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI（確定拠出年金向け）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド	121,688,036,387	7.1914	875,114,923,625	6.8916	838,625,271,564	99.99

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合 計	99.99

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュ ータ・周 辺機器	4,335,500	31,026.28	134,514,472,036	30,112.20	130,551,485,154	4.86
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウ ェア	2,036,400	54,010.65	109,987,303,222	56,178.28	114,401,455,094	4.26
3	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	7,060,600	15,628.00	110,343,096,092	15,542.98	109,742,774,473	4.09
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小 売り	2,728,400	27,435.69	74,855,551,552	26,716.19	72,892,459,071	2.71
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC- CLASS A	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	628,600	82,067.29	51,587,503,906	79,046.51	49,688,636,689	1.85
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	1,684,600	22,012.09	37,081,578,694	22,834.01	38,466,175,268	1.43
7	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製 造装置	1,283,800	24,138.86	30,989,470,132	27,255.10	34,990,106,238	1.30
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	832,900	37,535.63	31,263,428,031	41,634.71	34,677,555,873	1.29
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	1,435,900	22,260.35	31,963,645,465	23,104.89	33,176,317,582	1.23
10	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	232,600	117,170.25	27,253,800,796	126,202.96	29,354,809,426	1.09
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サー ビス	383,700	75,055.29	28,798,716,118	76,213.64	29,243,175,548	1.09
12	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	811,700	34,608.16	28,091,449,660	34,875.47	28,308,421,759	1.05
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	498,600	48,868.93	24,366,052,432	48,690.50	24,277,086,491	0.90
14	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	123,240	133,306.47	16,428,690,061	160,482.49	19,777,862,659	0.73
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガ ス・消耗 燃料	1,267,100	16,751.35	21,225,642,747	15,448.88	19,575,282,437	0.73
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サー ビス	236,300	77,025.27	18,201,071,312	76,942.17	18,181,436,567	0.67
17	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需 品流通・	127,980	132,706.86	16,983,824,906	141,386.66	18,094,665,899	0.67

				小売り						
18	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	1,273,800	12,171.53	15,504,099,780	13,692.42	17,441,408,163	0.65
19	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	679,000	23,951.60	16,263,138,402	23,133.40	15,707,584,168	0.58
20	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	265,300	73,594.98	19,524,749,189	58,343.92	15,478,642,268	0.57
21	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	694,100	23,314.87	16,182,853,575	22,228.08	15,428,516,367	0.57
22	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	286,400	51,065.07	14,625,037,292	51,182.63	14,658,705,232	0.54
23	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	509,500	29,195.41	14,875,062,538	27,588.72	14,056,453,197	0.52
24	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア	301,100	39,970.75	12,035,193,224	41,288.48	12,431,961,930	0.46
25	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	1,180,000	10,041.38	11,848,838,836	10,314.93	12,171,628,610	0.45
26	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	755,400	15,584.95	11,772,872,023	15,005.11	11,334,864,626	0.42
27	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,975,000	5,872.10	11,597,415,984	5,701.37	11,260,214,243	0.42
28	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	タバコ	448,300	22,147.21	9,928,594,573	24,273.96	10,882,019,944	0.40
29	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	113,500	101,313.54	11,499,087,109	94,869.45	10,767,682,575	0.40
30	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア	275,900	38,446.51	10,607,393,084	38,174.54	10,532,356,469	0.39

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.62
		メディア	0.43
		娯楽	1.52
		不動産管理・開発	0.29
		エネルギー設備・サービス	0.16
		石油・ガス・消耗燃料	3.68
		化学	1.54
		建設資材	0.33
		容器・包装	0.19
		金属・鉱業	1.20
		紙製品・林産品	0.06
		航空宇宙・防衛	2.39
		建設関連製品	0.62
		建設・土木	0.36
		電気設備	1.08
		コングロマリット	0.68
		機械	1.67
		商社・流通業	0.44
		商業サービス・用品	0.67

	航空貨物・物流サービス	0.34
	旅客航空輸送	0.05
	海上運輸	0.04
	陸上運輸	0.87
	運送インフラ	0.09
	自動車用部品	0.08
	自動車	1.74
	家庭用耐久財	0.22
	繊維・アパレル・贅沢品	0.83
	ホテル・レストラン・レジャー	1.95
	販売	0.06
	大規模小売り	3.20
	専門小売り	1.59
	生活必需品流通・小売り	1.98
	飲料	1.28
	食品	1.12
	タバコ	0.73
	家庭用品	0.95
	パーソナルケア用品	0.51
	ヘルスケア機器・用品	2.16
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.62
	バイオテクノロジー	1.67
	医薬品	4.45
	銀行	6.23
	金融サービス	3.52
	保険	3.40
	情報技術サービス	1.30
	ソフトウェア	8.71
	通信機器	0.71
	コンピュータ・周辺機器	5.12
	電子装置・機器・部品	0.50
	半導体・半導体製造装置	7.87
	各種電気通信サービス	1.08
	無線通信サービス	0.24
	電力	1.73
	ガス	0.09
	総合公益事業	0.79
	水道	0.08
	消費者金融	0.45
	資本市場	3.54
	各種消費者サービス	0.01

		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.13
		ヘルスケア・テクノロジー	0.06
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.82
		専門サービス	0.98
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.85
合 計			99.02

②【投資不動産物件】

野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI（確定拠出年金向け）

該当事項はありません。

（参考）外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI（確定拠出年金向け）

該当事項はありません。

（参考）外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ マーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2025年06月限)	買建	623	米ドル	168,693,437.5	24,050,623,372	173,933,812.5	24,797,743,619	0.92
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2025年06月限)	買建	36	カナダドル	10,544,600	1,086,621,030	10,779,840	1,110,862,512	0.04
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ 50 株価指数先物(2025年06月限)	買建	376	ユーロ	18,679,320	3,029,225,323	19,258,720	3,123,186,618	0.11
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2025年06月限)	買建	32	豪ドル	6,330,000	575,776,800	6,467,200	588,256,512	0.02
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2025年06月限)	買建	82	英ポンド	6,840,750	1,307,198,917	6,945,810	1,327,274,829	0.04
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物(2025年06月限)	買建	42	スイスフラン	4,918,500	850,261,094	5,057,640	874,314,222	0.03

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

野村外国株式インデックスファンド・MSCI－KOKUSAI（確定拠出年金向け）

2025年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14計算期間	(2016年3月31日)	112,706	112,735	1.9401	1.9406
第15計算期間	(2017年3月31日)	133,680	133,710	2.2176	2.2181
第16計算期間	(2018年4月2日)	149,526	149,557	2.3718	2.3723
第17計算期間	(2019年4月1日)	174,532	174,565	2.6062	2.6067
第18計算期間	(2020年3月31日)	162,294	162,329	2.2983	2.2988
第19計算期間	(2021年3月31日)	281,279	281,318	3.5975	3.5980
第20計算期間	(2022年3月31日)	407,456	407,501	4.5163	4.5168
第21計算期間	(2023年3月31日)	449,908	449,958	4.4621	4.4626
第22計算期間	(2024年4月1日)	732,842	732,900	6.4084	6.4089
第23計算期間	(2025年3月31日)	873,687	873,751	6.8138	6.8143
	2024年4月末日	745,048	—	6.4910	—
	5月末日	776,254	—	6.6445	—
	6月末日	835,309	—	7.0492	—
	7月末日	796,860	—	6.6568	—
	8月末日	783,086	—	6.5404	—
	9月末日	804,630	—	6.6158	—
	10月末日	872,829	—	7.1174	—
	11月末日	886,796	—	7.1609	—
	12月末日	931,353	—	7.4466	—
	2025年1月末日	944,124	—	7.4622	—
	2月末日	901,366	—	7.0687	—
	3月末日	873,687	—	6.8138	—
	4月末日	838,709	—	6.5258	—

②【分配の推移】

野村外国株式インデックスファンド・MSCI－KOKUSAI（確定拠出年金向け）

	計算期間	1口当たりの分配金
第14計算期間	2015年4月1日～2016年3月31日	0.0005円
第15計算期間	2016年4月1日～2017年3月31日	0.0005円
第16計算期間	2017年4月1日～2018年4月2日	0.0005円
第17計算期間	2018年4月3日～2019年4月1日	0.0005円
第18計算期間	2019年4月2日～2020年3月31日	0.0005円
第19計算期間	2020年4月1日～2021年3月31日	0.0005円
第20計算期間	2021年4月1日～2022年3月31日	0.0005円

第 21 計算期間	2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日	0.0005 円
第 22 計算期間	2023 年 4 月 1 日～2024 年 4 月 1 日	0.0005 円
第 23 計算期間	2024 年 4 月 2 日～2025 年 3 月 31 日	0.0005 円

③【収益率の推移】

野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI（確定拠出年金向け）

	計算期間	収益率
第 14 計算期間	2015 年 4 月 1 日～2016 年 3 月 31 日	△9.7%
第 15 計算期間	2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日	14.3%
第 16 計算期間	2017 年 4 月 1 日～2018 年 4 月 2 日	7.0%
第 17 計算期間	2018 年 4 月 3 日～2019 年 4 月 1 日	9.9%
第 18 計算期間	2019 年 4 月 2 日～2020 年 3 月 31 日	△11.8%
第 19 計算期間	2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日	56.6%
第 20 計算期間	2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日	25.6%
第 21 計算期間	2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日	△1.2%
第 22 計算期間	2023 年 4 月 1 日～2024 年 4 月 1 日	43.6%
第 23 計算期間	2024 年 4 月 2 日～2025 年 3 月 31 日	6.3%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI（確定拠出年金向け）

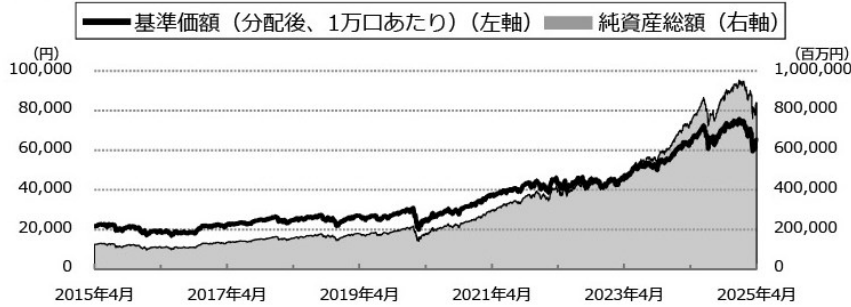
	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 14 計算期間	2015 年 4 月 1 日～2016 年 3 月 31 日	10,291,757,634	10,112,692,626	58,092,715,476
第 15 計算期間	2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日	10,001,441,135	7,813,242,095	60,280,914,516
第 16 計算期間	2017 年 4 月 1 日～2018 年 4 月 2 日	11,300,896,928	8,538,480,957	63,043,330,487
第 17 計算期間	2018 年 4 月 3 日～2019 年 4 月 1 日	11,719,204,511	7,794,304,995	66,968,230,003
第 18 計算期間	2019 年 4 月 2 日～2020 年 3 月 31 日	17,171,311,057	13,523,714,649	70,615,826,411
第 19 計算期間	2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日	23,573,276,386	16,001,966,232	78,187,136,565
第 20 計算期間	2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日	27,825,189,124	15,793,483,039	90,218,842,650
第 21 計算期間	2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日	25,890,023,742	15,281,081,561	100,827,784,831
第 22 計算期間	2023 年 4 月 1 日～2024 年 4 月 1 日	28,692,415,746	15,164,339,098	114,355,861,479
第 23 計算期間	2024 年 4 月 2 日～2025 年 3 月 31 日	32,072,358,464	18,204,326,354	128,223,893,589

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



運用実績 (2025年4月30日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2025年3月	5 円
2024年4月	5 円
2023年3月	5 円
2022年3月	5 円
2021年3月	5 円
設定来累計	105 円

■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

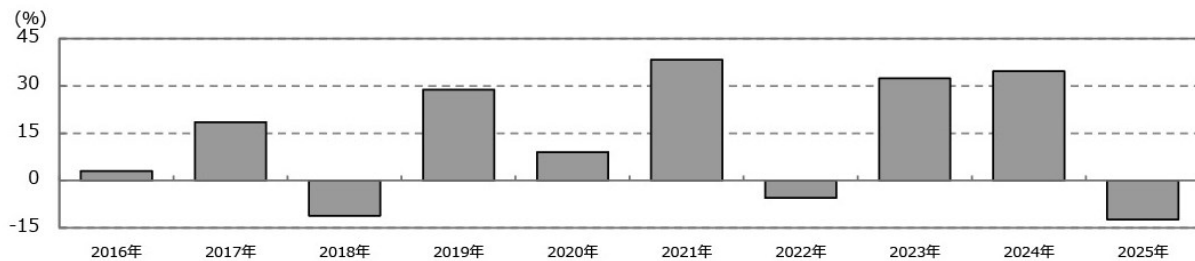
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	4.9
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	4.3
3	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	4.1
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2.7
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.8
6	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.4
7	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1.3
8	TESLA INC	自動車	1.3
9	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.2
10	ELI LILLY & CO.	医薬品	1.1

実質的な国/地域別投資比率 (上位)

順位	国/地域	投資比率 (%)
1	アメリカ	75.0
2	イギリス	4.0
3	カナダ	3.4
4	フランス	3.0
5	ドイツ	2.8

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。なお、ユーロについては発行国で記載しております。

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

※申込日当日が以下の休場日と同日の場合

- ・ニューヨーク証券取引所

(4) 販売単位

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。

(5) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6) 申込代金の支払い

取得申込日の翌々営業日までに申込金額を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

(7) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

(8) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後 3 時 30 分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4) 換金単位

1 口単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5) 換金価額

解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額となります。

(6) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日より 5 営業日目から販売会社において支払います。

(8) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けを中止した場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

(9) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法*により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

* 一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日*の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※ 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2002年2月22日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

(i) 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更し

ようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(d)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で

取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間(2024年4月2日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月10日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI（確定拠出年金向け）の2024年4月2日から2025年3月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI（確定拠出年金向け）の2025年3月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI（確定拠出年金向け）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 22 期 (2024 年 4 月 1 日現在)	第 23 期 (2025 年 3 月 31 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	897,069,081	1,258,853,156
親投資信託受益証券	732,769,784,448	873,598,234,376
未収入金	57,177,931	64,111,947
未収利息	1,846	16,828
流動資産合計	733,724,033,306	874,921,216,307
資産合計	733,724,033,306	874,921,216,307
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	57,177,930	64,111,946
未払解約金	507,780,135	712,014,686
未払受託者報酬	47,652,346	68,913,863
未払委託者報酬	258,343,710	373,611,552
その他未払費用	10,211,161	14,767,195
流動負債合計	881,165,282	1,233,419,242
負債合計	881,165,282	1,233,419,242
純資産の部		
元本等		
元本	114,355,861,479	128,223,893,589
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	618,487,006,545	745,463,903,476
（分配準備積立金）	313,960,850,948	306,006,319,935
元本等合計	732,842,868,024	873,687,797,065
純資産合計	732,842,868,024	873,687,797,065
負債純資産合計	733,724,033,306	874,921,216,307

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 22 期 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 4 月 1 日	第 23 期 自 2024 年 4 月 2 日 至 2025 年 3 月 31 日
営業収益		
受取利息	24,056	2,749,346
有価証券売買等損益	209,129,891,749	43,787,214,364
営業収益合計	209,129,915,805	43,789,963,710
営業費用		
支払利息	245,524	-

受託者報酬	87,484,676	128,744,869
委託者報酬	478,147,731	697,980,999
その他費用	18,746,593	27,588,060
営業費用合計	584,624,524	854,313,928
営業利益又は営業損失（△）	208,545,291,281	42,935,649,782
経常利益又は経常損失（△）	208,545,291,281	42,935,649,782
当期純利益又は当期純損失（△）	208,545,291,281	42,935,649,782
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	11,106,116,528	6,942,575,601
期首剰余金又は期首欠損金（△）	349,080,327,892	618,487,006,545
剰余金増加額又は欠損金減少額	125,566,826,187	190,375,748,507
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	125,566,826,187	190,375,748,507
剰余金減少額又は欠損金増加額	53,542,144,357	99,327,813,811
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	53,542,144,357	99,327,813,811
分配金	57,177,930	64,111,946
期末剰余金又は期末欠損金（△）	618,487,006,545	745,463,903,476

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024 年 4 月 2 日から 2025 年 3 月 31 日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第 22 期 2024 年 4 月 1 日現在	第 23 期 2025 年 3 月 31 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 114,355,861,479 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 128,223,893,589 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 6.4084 円 (10,000 口当たり純資産額) (64,084 円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 6.8138 円 (10,000 口当たり純資産額) (68,138 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 22 期 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 4 月 1 日	第 23 期 自 2024 年 4 月 2 日 至 2025 年 3 月 31 日																																																
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>11,245,762,857 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>179,104,781,626 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>310,289,993,355 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>123,667,484,395 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>624,308,022,233 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>114,355,861,479 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対</td><td>G=E/F×10,000</td><td>54,593 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	11,245,762,857 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	179,104,781,626 円	収益調整金額	C	310,289,993,355 円	分配準備積立金額	D	123,667,484,395 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	624,308,022,233 円	当ファンドの期末残存口数	F	114,355,861,479 口	10,000 口当たり収益分配対	G=E/F×10,000	54,593 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>11,349,097,609 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>24,643,976,572 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>439,457,583,541 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>270,077,357,700 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>745,528,015,422 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>128,223,893,589 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対</td><td>G=E/F×10,000</td><td>58,142 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	11,349,097,609 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	24,643,976,572 円	収益調整金額	C	439,457,583,541 円	分配準備積立金額	D	270,077,357,700 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	745,528,015,422 円	当ファンドの期末残存口数	F	128,223,893,589 口	10,000 口当たり収益分配対	G=E/F×10,000	58,142 円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	11,245,762,857 円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	179,104,781,626 円																																															
収益調整金額	C	310,289,993,355 円																																															
分配準備積立金額	D	123,667,484,395 円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	624,308,022,233 円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	114,355,861,479 口																																															
10,000 口当たり収益分配対	G=E/F×10,000	54,593 円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	11,349,097,609 円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	24,643,976,572 円																																															
収益調整金額	C	439,457,583,541 円																																															
分配準備積立金額	D	270,077,357,700 円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	745,528,015,422 円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	128,223,893,589 口																																															
10,000 口当たり収益分配対	G=E/F×10,000	58,142 円																																															

象額			象額		
10,000 口当たり分配金額	H	5 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	57,177,930 円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	64,111,946 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 22 期 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 4 月 1 日	第 23 期 自 2024 年 4 月 2 日 至 2025 年 3 月 31 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 22 期 2024 年 4 月 1 日現在	第 23 期 2025 年 3 月 31 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 22 期 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 4 月 1 日	第 23 期 自 2024 年 4 月 2 日 至 2025 年 3 月 31 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 22 期 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 4 月 1 日		第 23 期 自 2024 年 4 月 2 日 至 2025 年 3 月 31 日	
期首元本額	100,827,784,831 円	期首元本額	114,355,861,479 円
期中追加設定元本額	28,692,415,746 円	期中追加設定元本額	32,072,358,464 円
期中一部解約元本額	15,164,339,098 円	期中一部解約元本額	18,204,326,354 円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第 22 期 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 4 月 1 日	第 23 期 自 2024 年 4 月 2 日 至 2025 年 3 月 31 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	208,737,166,326	43,879,030,729
合計	208,737,166,326	43,879,030,729

3 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2025 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 3 月 31 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	外国株式MSC I－KOKUSA I マザーファンド	121,414,030,795	873,598,234,376	
	小計	銘柄数：1	121,414,030,795	873,598,234,376	
		組入時価比率：100.0%		100.0%	
合計				873,598,234,376	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「外国株式MSC I－KOKUSA Iマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国株式MSC I－KOKUSA Iマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 3 月 31 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	5,769,875,111
コール・ローン	9,316,170,094
株式	2,640,815,391,398
投資証券	50,725,248,067
派生商品評価勘定	9,681,148
未収入金	253,606,729
未収配当金	3,229,979,730
未収利息	124,540
差入委託証拠金	25,433,375,255
流動資産合計	2,735,553,452,072
資産合計	2,735,553,452,072
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	838,193,180
未払解約金	340,660,704
その他未払費用	9,484,200
流動負債合計	1,188,338,084
負債合計	1,188,338,084
純資産の部	
元本等	
元本	380,027,645,142
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,354,337,468,846
元本等合計	2,734,365,113,988
純資産合計	2,734,365,113,988
負債純資産合計	2,735,553,452,072

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

	す。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025 年 3 月 31 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	7. 1952 円
(10, 000 口当たり純資産額)	(71, 952 円)

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2024 年 4 月 2 日 至 2025 年 3 月 31 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 3 月 31 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
新株予約権証券	

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

投資証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025 年 3 月 31 日現在	
期首	2024 年 4 月 2 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	338,786,491,312 円
同期中における追加設定元本額	69,195,959,803 円
同期中における一部解約元本額	27,954,805,973 円
期末元本額	380,027,645,142 円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	15,033,462 円
バランスセレクト５０	54,754,665 円
バランスセレクト７０	78,767,370 円
野村外国株式インデックスファンド	434,770,954 円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,804,196,871 円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,722,682,952 円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	5,415,419,703 円
野村資産設計ファンド２０１５	5,180,786 円
野村資産設計ファンド２０２０	5,638,871 円
野村資産設計ファンド２０２５	8,302,741 円
野村資産設計ファンド２０３０	15,191,165 円
野村資産設計ファンド２０３５	16,009,194 円
野村資産設計ファンド２０４０	28,846,889 円
野村外国株インデックス Ｂコース（野村投資一任口座向け）	32,700,398,280 円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,360,612,444 円
のむラップ・ファンド（普通型）	20,181,108,654 円
のむラップ・ファンド（積極型）	27,043,112,051 円
野村資産設計ファンド２０４５	6,901,508 円
野村インデックスファンド・外国株式	10,156,400,452 円
マイ・ロード	1,374,614,548 円
ネクストコア	5,152,729 円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	154,939,750 円
野村外国株インデックスＢコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	4,372,929,845 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	202,025,315 円
野村資産設計ファンド２０５０	7,455,883 円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０２６－２０２８年目標型	1,326,305 円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０２９－２０３１年目標型	1,016,474 円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０３２－２０３４年目標型	983,534 円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０３５－２０３７年目標型	973,930 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	553,683,611 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	3,793,042,158 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,114,740 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,497,969 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	26,317,499 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	12,383,052 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	48,359,769 円
野村６資産均等バランス	2,355,698,562 円
野村つみたて外国株投信	20,757,947,430 円
野村外国株（含む新興国）インデックス Ｂコース（野村投資一任口座向け）	5,109,418,223 円
世界６資産分散ファンド	42,184,703 円
野村資産設計ファンド２０６０	7,846,219 円

野村スリーゼロ先進国株式投信	4,635,637,199 円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	6,387,636,495 円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI 指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	7,462,048,144 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	7,551,146,581 円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	53,190,104 円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	37,384,265 円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	216,874,337 円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	171,120,966 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	323,101 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	1,605,519 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	402,870 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	1,324,781 円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	374,833,955 円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	2,175,677 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	16,891,808 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	41,892,905 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,454,587,125 円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	6,353,455 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	999,171,398 円
野村Fof用・外国株式MSCI-KOKUSAIインデックスファンド（適格機関投資家専用）	11,051,307,537 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	453,634 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	663,096,670 円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	995,049 円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	6,632,739 円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	8,160,459 円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI（確定拠出年金向け）	121,414,030,795 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	1,402,904,478 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	6,045,832,421 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	7,169,598,523 円
マイバランスDC30	653,468,063 円
マイバランスDC50	1,660,607,583 円
マイバランスDC70	1,787,448,367 円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI	53,966,949,448 円
野村DC運用戦略ファンド	344,484,416 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	7,935,498 円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	596,560,195 円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	445,846,086 円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	570,433,413 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	23,516,430 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	12,037,103 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	82,223,703 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	15,207,958 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	17,285,666 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	13,335,589 円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	338,313,628 円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	284,378,660 円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	208,130,214 円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	291,410,219 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	13,406,810 円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	118,486,764 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	97,027,951 円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	62,355,062 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	95,421,488 円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	4,036,394 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年3月31日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	280,000	43.08	12,062,400.00	
		HALLIBURTON CO	239,000	25.07	5,991,730.00	
		SCHLUMBERGER LTD	392,000	41.88	16,416,960.00	
		CHENIERE ENERGY INC	63,400	226.23	14,342,982.00	
		CHEVRON CORP	477,200	166.09	79,258,148.00	
		CONOCOPHILLIPS	363,000	102.37	37,160,310.00	
		COTERRA ENERGY INC	200,000	28.63	5,726,000.00	
		DEVON ENERGY CORP	179,000	36.76	6,580,040.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	54,000	157.54	8,507,160.00	
		EOG RESOURCES INC	155,100	126.59	19,634,109.00	
		EQT CORP	155,000	53.01	8,216,550.00	
		EXPAND ENERGY CORP	59,500	110.94	6,600,930.00	
		EXXON MOBIL CORP	1,228,500	117.73	144,631,305.00	
		HESS CORP	78,500	158.45	12,438,325.00	
		KINDER MORGAN INC	558,000	28.37	15,830,460.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	88,900	144.10	12,810,490.00	
		OCCIDENTAL PETE CORP	198,000	48.83	9,668,340.00	
		ONEOK INC	173,200	98.48	17,056,736.00	
		OVINTIV INC	75,000	42.22	3,166,500.00	
		PHILLIPS 66	115,600	121.76	14,075,456.00	
		TARGA RESOURCES CORP	57,600	197.82	11,394,432.00	
		TEXAS PACIFIC LAND CORP	5,510	1,305.71	7,194,462.10	
		VALERO ENERGY CORP	87,800	131.48	11,543,944.00	
		WILLIAMS COS	340,000	59.19	20,124,600.00	
		AIR PRODUCTS	62,000	292.27	18,120,740.00	
		ALBEMARLE CORP	33,300	72.19	2,403,927.00	
		CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	50,000	77.39	3,869,500.00	
		CORTEVA INC	194,000	61.06	11,845,640.00	
		DOW INC	193,000	34.36	6,631,480.00	

DUPONT DE NEMOURS INC	119,000	74.03	8,809,570.00
EASTMAN CHEMICAL CO.	34,000	87.05	2,959,700.00
ECOLAB INC	70,500	249.51	17,590,455.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	73,000	76.48	5,583,040.00
LINDE PLC	133,100	459.11	61,107,541.00
LYONDELLBASELL INDU-CL A	70,900	69.82	4,950,238.00
PPG INDUSTRIES	65,400	107.44	7,026,576.00
RPM INTERNATIONAL INC	35,800	114.13	4,085,854.00
SHERWIN-WILLIAMS	66,600	339.75	22,627,350.00
WESTLAKE CORPORATION	9,400	99.12	931,728.00
CRH PLC	191,400	88.14	16,869,996.00
MARTIN MARIETTA MATERIALS	17,400	478.00	8,317,200.00
VULCAN MATERIALS CO	36,700	232.94	8,548,898.00
AMCOR PLC	403,000	9.64	3,884,920.00
AVERY DENNISON CORP	22,100	175.77	3,884,517.00
BALL CORP	84,000	51.46	4,322,640.00
CROWN HOLDINGS INC	33,700	88.20	2,972,340.00
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	136,000	53.21	7,236,560.00
PACKAGING CORP OP AMERICA	25,500	195.50	4,985,250.00
SMURFIT WESTROCK PLC	142,000	44.51	6,320,420.00
FREEPORT-MCMORAN INC	401,000	38.42	15,406,420.00
NEWMONT CORP	321,000	48.08	15,433,680.00
NUCOR CORP	66,000	121.95	8,048,700.00
RELIANCE INC	14,700	286.28	4,208,316.00
STEEL DYNAMICS	41,600	123.97	5,157,152.00
AXON ENTERPRISE INC	20,500	534.95	10,966,475.00
BOEING CO	210,000	173.31	36,395,100.00
GENERAL DYNAMICS	65,200	269.08	17,544,016.00
GENERAL ELECTRIC CO	302,500	199.88	60,463,700.00
HEICO CORP	12,000	266.06	3,192,720.00
HEICO CORP-CLASS A	20,600	209.49	4,315,494.00
HOWMET AEROSPACE INC	109,000	129.69	14,136,210.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	53,700	207.75	11,156,175.00
LOCKHEED MARTIN	59,300	441.49	26,180,357.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	38,300	512.19	19,616,877.00
RTX CORP	372,000	131.72	48,999,840.00

TEXTRON INC	49,600	73.00	3,620,800.00
TRANSDIGM GROUP INC	15,660	1,377.20	21,566,952.00
ALLEGION PLC	24,300	128.29	3,117,447.00
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	31,100	124.51	3,872,261.00
CARLISLE COS INC	12,300	342.61	4,214,103.00
CARRIER GLOBAL CORP	228,000	63.33	14,439,240.00
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	35,000	60.82	2,128,700.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	183,000	79.69	14,583,270.00
LENNOX INTERNATIONAL INC	8,800	553.05	4,866,840.00
MASCO CORP	58,000	68.67	3,982,860.00
OWENS CORNING INC	22,800	142.63	3,251,964.00
SMITH (A.O.) CORP	31,200	65.61	2,047,032.00
TRANE TECHNOLOGIES PLC	63,300	332.00	21,015,600.00
AECOM	37,700	92.54	3,488,758.00
EMCOR GROUP INC	12,600	370.87	4,672,962.00
QUANTA SERVICES INC	41,800	254.29	10,629,322.00
AMETEK INC	65,500	170.39	11,160,545.00
EATON CORP PLC	111,000	274.17	30,432,870.00
EMERSON ELEC	157,700	108.64	17,132,528.00
GE VERNOVA INC	76,700	302.93	23,234,731.00
HUBBELL INC	14,600	332.01	4,847,346.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	30,900	258.63	7,991,667.00
VERTIV HOLDINGS CO	100,000	74.25	7,425,000.00
3M CORP	153,200	144.84	22,189,488.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	181,800	210.34	38,239,812.00
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	46,000	42.36	1,948,560.00
CATERPILLAR INC DEL	135,000	329.69	44,508,150.00
CNH INDUSTRIAL NV	247,000	12.19	3,010,930.00
CUMMINS INC	38,300	314.02	12,026,966.00
DEERE & COMPANY	72,600	465.31	33,781,506.00
DOVER CORP	38,700	174.65	6,758,955.00
FORTIVE CORP	96,000	72.63	6,972,480.00
GRACO INC	47,000	83.42	3,920,740.00
IDEX CORP	22,000	180.91	3,980,020.00
ILLINOIS TOOL WORKS INC	83,100	246.46	20,480,826.00

INGERSOLL-RAND INC	113,000	79.44	8,976,720.00
NORDSON CORP	14,900	200.46	2,986,854.00
OTIS WORLDWIDE CORP	111,000	102.11	11,334,210.00
PACCAR	148,000	96.91	14,342,680.00
PARKER HANNIFIN CORP	35,800	601.43	21,531,194.00
PENTAIR PLC	45,100	86.84	3,916,484.00
SNAP-ON INC	14,500	329.31	4,774,995.00
STANLEY BLACK & DECKER INC	42,000	76.43	3,210,060.00
WABTEC CORP	47,800	181.79	8,689,562.00
XYLEM INC	67,500	119.44	8,062,200.00
AERCAP HOLDINGS NV	52,400	102.16	5,353,184.00
FASTENAL CO	162,000	76.17	12,339,540.00
FERGUSON ENTERPRISES INC	55,200	160.51	8,860,152.00
GRAINGER(W.W.) INC	12,400	975.03	12,090,372.00
UNITED RENTALS INC	18,600	627.65	11,674,290.00
WATSCO INC	9,400	501.88	4,717,672.00
CINTAS CORP	101,100	203.22	20,545,542.00
COPART INC	245,000	55.15	13,511,750.00
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	61,900	238.54	14,765,626.00
ROLLINS INC	81,000	53.06	4,297,860.00
VERALTO CORP	68,400	96.04	6,569,136.00
WASTE CONNECTIONS INC	71,300	192.83	13,748,779.00
WASTE MANAGEMENT INC	112,800	227.92	25,709,376.00
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	32,500	101.13	3,286,725.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	40,400	119.73	4,837,092.00
FEDEX CORPORATION	63,400	241.71	15,324,414.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	203,500	109.66	22,315,810.00
DELTA AIR LINES INC	42,000	43.84	1,841,280.00
SOUTHWEST AIRLINES	44,000	33.59	1,477,960.00
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	24,000	70.23	1,685,520.00
CSX CORP	544,000	29.11	15,835,840.00
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	670,000	4.57	3,061,900.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	22,400	146.12	3,273,088.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	63,200	230.55	14,570,760.00
OLD DOMINION FREIGHT LINE	53,400	164.85	8,802,990.00
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	24,000	58.93	1,414,320.00

UBER TECHNOLOGIES INC	530,000	72.75	38,557,500.00
UNION PAC CORP	169,500	232.15	39,349,425.00
APTIV PLC	65,000	60.59	3,938,350.00
FORD MOTOR COMPANY	1,106,000	9.72	10,750,320.00
GENERAL MOTORS CO	304,000	46.68	14,190,720.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	206,000	12.41	2,556,460.00
TESLA INC	807,500	263.55	212,816,625.00
DR HORTON INC	81,900	125.99	10,318,581.00
GARMIN LTD	43,100	213.66	9,208,746.00
LENNAR CORP-A	67,300	113.93	7,667,489.00
NVR INC	830	7,181.68	5,960,794.40
PULTEGROUP INC	56,000	101.74	5,697,440.00
DECKERS OUTDOOR CORP	41,500	111.56	4,629,740.00
LULULEMON ATHLETICA INC	30,900	293.06	9,055,554.00
NIKE INC-B	332,000	63.29	21,012,280.00
AIRBNB INC-CLASS A	122,200	120.69	14,748,318.00
BOOKING HOLDINGS INC	9,250	4,634.24	42,866,720.00
CARNIVAL CORP	293,000	19.87	5,821,910.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	384,000	49.91	19,165,440.00
DARDEN RESTAURANTS INC	31,800	205.13	6,523,134.00
DOMINOS PIZZA INC	9,300	447.12	4,158,216.00
DOORDASH INC-A	97,700	182.61	17,840,997.00
DRAFTKINGS INC	120,000	35.29	4,234,800.00
EXPEDIA GROUP INC	33,800	168.10	5,681,780.00
FLUTTER ENTERTAINMENT PUBLIC LIMITED COM	49,700	228.82	11,372,354.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	67,900	225.71	15,325,709.00
HYATT HOTELS CORP-CL A	12,900	121.59	1,568,511.00
LAS VEGAS SANDS CORP	99,000	38.18	3,779,820.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	65,400	237.01	15,500,454.00
MCDONALD'S CORP	200,300	307.09	61,510,127.00
MGM RESORTS INTERNATIONAL	65,000	30.36	1,973,400.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	71,200	207.58	14,779,696.00
STARBUCKS CORP	318,400	97.73	31,117,232.00
WYNN RESORTS LTD	28,400	82.33	2,338,172.00
YUM BRANDS INC	77,900	155.76	12,133,704.00

GENUINE PARTS CO	38,100	118.47	4,513,707.00
LKQ CORP	76,000	41.59	3,160,840.00
POOL CORP	10,500	314.92	3,306,660.00
AMAZON.COM INC	2,645,200	192.72	509,782,944.00
EBAY INC	132,000	67.16	8,865,120.00
GLOBAL-E ONLINE LTD	28,000	35.68	999,040.00
MERCADOLIBRE INC	12,820	2,048.07	26,256,257.40
AUTOZONE	4,730	3,771.00	17,836,830.00
BEST BUY COMPANY INC	55,100	72.45	3,991,995.00
BURLINGTON STORES INC	17,200	237.67	4,087,924.00
CARMAX INC	45,000	75.99	3,419,550.00
CARVANA CO	32,600	204.41	6,663,766.00
DICK S SPORTING GOODS INC	15,400	201.97	3,110,338.00
HOME DEPOT	277,700	358.15	99,458,255.00
LOWES COS INC	158,500	228.42	36,204,570.00
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	16,250	1,408.55	22,888,937.50
ROSS STORES INC	90,900	125.42	11,400,678.00
TJX COS INC	315,500	118.21	37,295,255.00
TRACTOR SUPPLY COMPANY	148,000	53.47	7,913,560.00
ULTA BEAUTY INC	13,000	359.47	4,673,110.00
WILLIAMS SONOMA INC	34,700	158.98	5,516,606.00
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	105,000	21.62	2,270,100.00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	124,080	929.66	115,352,212.80
DOLLAR GENERAL CORP	63,000	86.10	5,424,300.00
DOLLAR TREE INC	55,100	72.75	4,008,525.00
KROGER CO	194,000	66.72	12,943,680.00
SYSCO CORP	138,000	74.10	10,225,800.00
TARGET CORP	129,500	103.65	13,422,675.00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	201,000	11.19	2,249,190.00
WALMART INC	1,235,500	85.15	105,202,825.00
BROWN-FORMAN CORP-CL B	55,000	34.42	1,893,100.00
COCA COLA CO	1,144,000	70.37	80,503,280.00
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	58,000	86.30	5,005,400.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	45,100	183.74	8,286,674.00
KEURIG DR PEPPER INC	342,000	33.74	11,539,080.00
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	52,000	60.53	3,147,560.00

MONSTER BEVERAGE CORP	205,000	57.86	11,861,300.00
PEPSICO INC	383,500	149.27	57,245,045.00
ARCHER DANIELS MIDLAND	130,000	47.87	6,223,100.00
BUNGE GLOBAL SA	41,000	76.43	3,133,630.00
CONAGRA BRANDS INC	135,000	26.55	3,584,250.00
GENERAL MILLS	155,000	59.11	9,162,050.00
HERSHEY CO/THE	41,700	169.86	7,083,162.00
HORMEL FOODS CORP	86,000	30.36	2,610,960.00
JM SMUCKER CO/THE-NEW	29,300	116.32	3,408,176.00
KELLANOVA	78,000	82.47	6,432,660.00
KRAFT HEINZ CO/THE	258,000	30.24	7,801,920.00
MCCORMICK & CO INC.	71,000	81.46	5,783,660.00
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	372,000	67.72	25,191,840.00
SMITHFIELD FOODS INC	225	20.23	4,551.75
THE CAMPBELL'S COMPANY	52,000	39.72	2,065,440.00
TYSON FOODS INC-CL A	78,000	62.37	4,864,860.00
ALTRIA GROUP INC	476,000	58.15	27,679,400.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	434,600	155.16	67,432,536.00
CHURCH & DWIGHT CO INC	69,800	109.11	7,615,878.00
CLOROX CO	35,200	146.28	5,149,056.00
COLGATE PALMOLIVE CO.	216,000	92.82	20,049,120.00
KIMBERLY-CLARK CORP	93,200	140.71	13,114,172.00
PROCTER & GAMBLE CO	658,300	168.03	110,614,149.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	62,600	65.42	4,095,292.00
KENVUE INC	530,000	23.70	12,561,000.00
ABBOTT LABORATORIES	484,800	130.82	63,421,536.00
ALIGN TECHNOLOGY INC	19,100	159.21	3,040,911.00
BAXTER INTERNATIONAL INC.	143,000	33.75	4,826,250.00
BECTON, DICKINSON	80,800	227.50	18,382,000.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP	412,000	99.36	40,936,320.00
COOPER COS INC/THE	53,500	83.77	4,481,695.00
DEXCOM INC	110,000	67.74	7,451,400.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	165,000	70.91	11,700,150.00
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	129,000	80.01	10,321,290.00
HOLOGIC INC	62,400	61.32	3,826,368.00
IDEXX LABORATORIES INC	23,000	415.87	9,565,010.00

INSULET CORP	19,900	258.75	5,149,125.00
INTUITIVE SURGICAL INC	99,600	491.84	48,987,264.00
MEDTRONIC PLC	360,000	87.63	31,546,800.00
RESMED INC	40,700	219.94	8,951,558.00
SOLVENTUM CORP	39,000	74.75	2,915,250.00
STERIS PLC	28,000	223.00	6,244,000.00
STRYKER CORP	96,300	364.50	35,101,350.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	57,000	112.26	6,398,820.00
CARDINAL HEALTH INC	67,300	136.44	9,182,412.00
CENCORA INC	49,200	275.21	13,540,332.00
CENTENE CORP	140,000	60.04	8,405,600.00
CVS HEALTH CORP	350,000	67.14	23,499,000.00
DAVITA INC	12,300	150.22	1,847,706.00
ELEVANCE HEALTH INC	65,200	432.00	28,166,400.00
HCA HEALTHCARE INC	52,900	342.16	18,100,264.00
HUMANA INC	33,500	264.58	8,863,430.00
LABCORP HOLDINGS INC	22,700	230.02	5,221,454.00
MCKESSON CORP	35,700	668.06	23,849,742.00
MOLINA HEALTHCARE INC	15,600	322.85	5,036,460.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	31,700	167.33	5,304,361.00
THE CIGNA GROUP	78,200	325.04	25,418,128.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	257,200	516.04	132,725,488.00
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	15,900	186.18	2,960,262.00
ABBVIE INC	493,900	205.29	101,392,731.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	35,400	268.46	9,503,484.00
AMGEN INC	150,200	306.95	46,103,890.00
BIOGEN INC	41,800	138.37	5,783,866.00
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	55,000	71.44	3,929,200.00
EXACT SCIENCES CORP	49,000	43.66	2,139,340.00
GILEAD SCIENCES INC	348,400	111.79	38,947,636.00
INCYTE CORP	47,000	60.60	2,848,200.00
MODERNA INC	89,000	31.12	2,769,680.00
NATERA INC	35,600	143.94	5,124,264.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	27,700	113.16	3,134,532.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	30,100	637.36	19,184,536.00
UNITED THERAPEUTICS CORP	12,300	306.97	3,775,731.00

VERTEX PHARMACEUTICALS	72,000	492.69	35,473,680.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	569,000	60.02	34,151,380.00
ELI LILLY & CO.	225,500	822.51	185,476,005.00
JOHNSON & JOHNSON	673,000	163.71	110,176,830.00
MERCK & CO INC	707,100	89.23	63,094,533.00
PFIZER INC	1,584,000	25.21	39,932,640.00
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	108,000	31.37	3,387,960.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	311,000	15.08	4,689,880.00
VIATRIS INC	324,000	8.68	2,812,320.00
ZOETIS INC	127,000	163.11	20,714,970.00
BANK OF AMERICA CORP	1,915,000	41.25	78,993,750.00
CITIGROUP	529,000	70.33	37,204,570.00
CITIZENS FINANCIAL GROUP	125,000	40.25	5,031,250.00
FIFTH THIRD BANCORP	187,000	38.81	7,257,470.00
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,690	1,835.10	4,936,419.00
HUNTINGTON BANCSHARES INC	411,000	14.79	6,078,690.00
JPMORGAN CHASE & CO	786,900	242.85	191,098,665.00
KEYCORP	260,000	15.80	4,108,000.00
M & T BANK CORP	46,000	175.28	8,062,880.00
PNC FINANCIAL	110,500	171.88	18,992,740.00
REGIONS FINANCIAL CORP	252,000	21.42	5,397,840.00
TRUIST FINANCIAL CORP	375,000	40.46	15,172,500.00
US BANCORP	435,000	42.26	18,383,100.00
WELLS FARGO CO	919,000	70.69	64,964,110.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	109,900	136.96	15,051,904.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	372,000	526.31	195,787,320.00
BLOCK INC	156,000	55.33	8,631,480.00
COREBRIDGE FINANCIAL INC	76,000	31.36	2,383,360.00
CORPAY INC	18,100	346.69	6,275,089.00
EQUITABLE HOLDINGS INC	84,000	51.66	4,339,440.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	148,000	73.65	10,900,200.00
FISERV INC	159,700	216.13	34,515,961.00
GLOBAL PAYMENTS INC	69,500	97.52	6,777,640.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	19,400	178.59	3,464,646.00
MASTERCARD INC	229,100	540.61	123,853,751.00
PAYPAL HOLDINGS INC	264,700	65.15	17,245,205.00

TOAST INC-CLASS A	109,000	33.58	3,660,220.00
VISA INC-CLASS A SHARES	483,400	342.85	165,733,690.00
AFLAC INC	148,900	109.80	16,349,220.00
ALLSTATE CORP	74,700	206.45	15,421,815.00
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	20,000	130.04	2,600,800.00
AMERICAN INTL GROUP	176,000	83.62	14,717,120.00
AON PLC	54,200	394.55	21,384,610.00
ARCH CAPITAL GROUP LTD	103,400	95.06	9,829,204.00
ARTHUR J GALLAGHER & CO	69,500	340.76	23,682,820.00
ASSURANT INC	14,600	206.31	3,012,126.00
BROWN & BROWN INC	66,500	122.93	8,174,845.00
CHUBB LTD	107,500	296.44	31,867,300.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	44,200	145.55	6,433,310.00
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	6,900	410.66	2,833,554.00
EVEREST GROUP LTD	12,400	361.99	4,488,676.00
FNF GROUP	75,000	64.72	4,854,000.00
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	80,700	122.22	9,863,154.00
LOEWS CORP	53,000	90.64	4,803,920.00
MARKEL GROUP INC	3,520	1,855.44	6,531,148.80
MARSH & MCLENNAN COS	137,900	242.39	33,425,581.00
METLIFE INC	163,000	79.23	12,914,490.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	65,000	83.06	5,398,900.00
PROGRESSIVE CO	163,700	278.86	45,649,382.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	98,900	110.07	10,885,923.00
TRAVELERS COS INC/THE	62,900	261.79	16,466,591.00
WILLIS TOWERS WATSON PLC	27,700	337.16	9,339,332.00
WR BERKLEY CORP	83,000	71.27	5,915,410.00
ACCENTURE PLC-CL A	174,800	304.33	53,196,884.00
AKAMAI TECHNOLOGIES	41,600	80.05	3,330,080.00
CLOUDFLARE INC - CLASS A	84,000	114.92	9,653,280.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	139,000	75.90	10,550,100.00
EPAM SYSTEMS INC	15,400	168.93	2,601,522.00
GARTNER INC	21,200	418.25	8,866,900.00
GODADDY INC - CLASS A	40,100	178.88	7,173,088.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	258,500	244.00	63,074,000.00
MONGODB INC	20,700	178.03	3,685,221.00

OKTA INC	47,000	107.99	5,075,530.00
SNOWFLAKE INC-CLASS A	84,000	150.63	12,652,920.00
TWILIO INC - A	40,700	98.98	4,028,486.00
VERISIGN INC	23,700	250.92	5,946,804.00
WIX.COM LTD	14,100	166.36	2,345,676.00
ADOBE INC	121,700	385.71	46,940,907.00
ANSYS INC	24,000	316.89	7,605,360.00
APPLOVIN CORP-CLASS A	58,300	272.38	15,879,754.00
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	45,800	217.99	9,983,942.00
AUTODESK INC.	60,000	261.63	15,697,800.00
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	48,000	39.70	1,905,600.00
CADENCE DESIGN SYS INC	76,400	256.69	19,611,116.00
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	24,700	228.37	5,640,739.00
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	68,500	357.11	24,462,035.00
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	13,400	335.74	4,498,916.00
DATADOG INC - CLASS A	80,200	101.10	8,108,220.00
DOCUSIGN INC	56,000	83.18	4,658,080.00
DYNATRACE INC	84,000	48.42	4,067,280.00
FAIR ISAAC CORP	6,720	1,835.24	12,332,812.80
FORTINET INC	183,600	96.60	17,735,760.00
GEN DIGITAL INC	154,000	26.43	4,070,220.00
HUBSPOT INC	13,500	582.11	7,858,485.00
INTUIT INC	78,200	598.92	46,835,544.00
MANHATTAN ASSOCIATES, INC.	16,500	173.48	2,862,420.00
MICROSOFT CORP	1,974,300	378.80	747,864,840.00
MICROSTRATEGY INC-CL A	63,300	289.41	18,319,653.00
MONDAY.COM LTD	10,100	247.01	2,494,801.00
NUTANIX INC - A	72,000	71.02	5,113,440.00
ORACLE CORPORATION	469,100	140.87	66,082,117.00
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	588,400	85.85	50,514,140.00
PALO ALTO NETWORKS INC	184,200	172.76	31,822,392.00
PTC INC	34,600	154.80	5,356,080.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	29,900	582.64	17,420,936.00
SALESFORCE INC	267,500	269.97	72,216,975.00
SAMSARA INC-CL A	75,000	38.93	2,919,750.00

SERVICENOW INC	57,540	797.76	45,903,110.40
SYNOPSYS INC	43,100	437.95	18,875,645.00
TYLER TECHNOLOGIES INC	11,800	579.66	6,839,988.00
WORKDAY INC-CLASS A	59,700	238.49	14,237,853.00
ZOOM COMMUNICATIONS INC	68,000	74.84	5,089,120.00
ZSCALER INC	28,300	207.14	5,862,062.00
ARISTA NETWORKS INC	298,000	77.94	23,226,120.00
CISCO SYSTEMS	1,113,000	60.86	67,737,180.00
F5 INC	16,700	263.88	4,406,796.00
JUNIPER NETWORKS INC	89,000	36.12	3,214,680.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	47,100	432.99	20,393,829.00
APPLE INC	4,203,300	217.90	915,899,070.00
DELL TECHNOLOGIES-C	91,700	92.29	8,462,993.00
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	377,000	15.79	5,952,830.00
HP INC	257,000	27.90	7,170,300.00
NETAPP INC	58,400	88.40	5,162,560.00
PURE STORAGE INC - CLASS A	90,000	46.00	4,140,000.00
SEAGATE TECHNOLOGY	58,000	84.92	4,925,360.00
SUPER MICRO COMPUTER INC	151,000	34.26	5,173,260.00
WESTERN DIGITAL CORP	95,000	40.62	3,858,900.00
AMPHENOL CORP-CL A	336,000	66.59	22,374,240.00
CDW CORPORATION	37,700	161.51	6,088,927.00
CORNING INC	225,000	45.86	10,318,500.00
JABIL INC	31,000	135.99	4,215,690.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	48,800	150.33	7,336,104.00
TE CONNECTIVITY PLC	84,600	142.13	12,024,198.00
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	13,300	495.52	6,590,416.00
TRIMBLE INC	68,000	65.52	4,455,360.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	14,900	280.79	4,183,771.00
ADVANCED MICRO DEVICES	453,600	103.22	46,820,592.00
ANALOG DEVICES INC	137,800	201.56	27,774,968.00
APPLIED MATERIALS	228,400	145.06	33,131,704.00
BROADCOM INC	1,244,700	169.12	210,503,664.00
ENTEGRIS INC	41,100	88.74	3,647,214.00
FIRST SOLAR INC	27,500	127.32	3,501,300.00
INTEL CORP	1,199,000	22.71	27,229,290.00

KLA CORP	37,200	673.60	25,057,920.00
LAM RESEARCH CORP	362,000	72.61	26,284,820.00
MARVELL TECHNOLOGY INC	244,000	62.04	15,137,760.00
MICROCHIP TECHNOLOGY	148,000	48.70	7,207,600.00
MICRON TECHNOLOGY	310,000	88.44	27,416,400.00
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	13,500	579.89	7,828,515.00
NVIDIA CORP	6,845,400	109.67	750,735,018.00
NXP SEMICONDUCTORS NV	70,900	189.99	13,470,291.00
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	115,000	40.94	4,708,100.00
QUALCOMM INC	310,500	152.72	47,419,560.00
SKYWORKS SOLUTIONS INC	44,200	64.12	2,834,104.00
TERADYNE INC	44,900	82.78	3,716,822.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	255,000	176.33	44,964,150.00
AT & T INC	2,006,000	28.18	56,529,080.00
VERIZON COMMUNICATIONS	1,177,000	44.93	52,882,610.00
T-MOBILE US INC	146,000	264.93	38,679,780.00
ALLIANT ENERGY CORP	72,000	63.58	4,577,760.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	148,600	106.96	15,894,256.00
CONSTELLATION ENERGY	87,100	205.39	17,889,469.00
DUKE ENERGY CORP	217,100	119.41	25,923,911.00
EDISON INTERNATIONAL	106,000	58.18	6,167,080.00
ENTERGY CORP	118,000	84.41	9,960,380.00
EVERGY INC	63,000	67.87	4,275,810.00
EVERSOURCE ENERGY	105,000	61.12	6,417,600.00
EXELON CORPORATION	284,000	44.71	12,697,640.00
FIRSTENERGY CORP	149,000	40.06	5,968,940.00
NEXTERA ENERGY INC	575,000	70.45	40,508,750.00
NRG ENERGY INC	55,000	95.20	5,236,000.00
PG&E CORP	616,000	17.00	10,472,000.00
PPL CORPORATION	206,000	35.71	7,356,260.00
SOUTHERN CO.	305,000	91.13	27,794,650.00
XCEL ENERGY INC	161,000	69.72	11,224,920.00
ATMOS ENERGY CORP	44,000	152.46	6,708,240.00
AMEREN CORPORATION	73,000	99.70	7,278,100.00
CENTERPOINT ENERGY INC	186,000	36.25	6,742,500.00
CMS ENERGY CORP	83,000	74.18	6,156,940.00

CONSOLIDATED EDISON INC	97,300	108.77	10,583,321.00
DOMINION ENERGY INC	232,000	54.99	12,757,680.00
DTE ENERGY COMPANY	57,800	136.57	7,893,746.00
NISOURCE INC	134,000	39.92	5,349,280.00
PUBLIC SVC ENTERPRISE	140,000	81.63	11,428,200.00
SEMPRA	179,000	69.73	12,481,670.00
WEC ENERGY GROUP INC	89,800	107.55	9,657,990.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	55,500	146.24	8,116,320.00
ESSENTIAL UTILITIES INC	76,000	39.29	2,986,040.00
ALLY FINANCIAL INC	73,000	37.45	2,733,850.00
AMERICAN EXPRESS CO	157,500	265.48	41,813,100.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	107,400	173.53	18,637,122.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	69,400	158.73	11,015,862.00
SYNCHRONY FINANCIAL	112,000	52.43	5,872,160.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	27,100	482.22	13,068,162.00
ARES MANAGEMENT CORP - A	51,800	144.90	7,505,820.00
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	202,000	82.71	16,707,420.00
BLACKROCK INC	41,130	946.70	38,937,771.00
BLACKSTONE INC	200,500	138.11	27,691,055.00
CARLYLE GROUP INC/THE	65,000	43.15	2,804,750.00
CBOE GLOBAL MARKETS INC	29,700	222.68	6,613,596.00
CME GROUP INC	100,200	262.22	26,274,444.00
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	54,500	173.93	9,479,185.00
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	10,500	448.76	4,711,980.00
FRANKLIN RESOURCES INC	75,000	19.28	1,446,000.00
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	17,000	103.62	1,761,540.00
GOLDMAN SACHS GROUP	87,700	543.12	47,631,624.00
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	30,800	164.72	5,073,376.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	159,600	174.71	27,883,716.00
KKR & CO INC-A	175,100	114.86	20,111,986.00
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	21,400	336.89	7,209,446.00
MOODYS CORP	45,900	461.38	21,177,342.00
MORGAN STANLEY	337,700	115.33	38,946,941.00
MSCI INC	21,900	558.47	12,230,493.00
NASDAQ INC	121,000	74.91	9,064,110.00
NORTHERN TRUST CORP	55,600	97.15	5,401,540.00

RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	54,400	139.01	7,562,144.00
ROBINHOOD MARKETS INC -A	172,000	41.92	7,210,240.00
S&P GLOBAL INC	88,700	502.51	44,572,637.00
SCHWAB (CHARLES) CORP	481,000	77.81	37,426,610.00
SEI INVESTMENTS COMPANY	32,000	77.11	2,467,520.00
STATE STREET CORP	82,600	89.04	7,354,704.00
T ROWE PRICE GROUP INC	60,800	91.57	5,567,456.00
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	33,300	146.77	4,887,441.00
VISTRA CORP	93,900	119.05	11,178,795.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	43,300	234.21	10,141,293.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	79,600	116.69	9,288,524.00
AVANTOR INC	185,000	16.18	2,993,300.00
BIO TECHNE CORP	42,000	58.73	2,466,660.00
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	243.00	1,239,300.00
DANAHER CORP	181,700	205.85	37,402,945.00
ILLUMINA INC	46,000	80.00	3,680,000.00
IQVIA HOLDINGS INC	51,500	177.39	9,135,585.00
METTLER-TOLEDO INTL	6,020	1,177.09	7,086,081.80
REVVITY INC	32,500	105.62	3,432,650.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	106,900	500.16	53,467,104.00
WATERS CORP	16,800	362.16	6,084,288.00
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	20,900	222.20	4,643,980.00
AUTOMATIC DATA PROCESS	114,400	300.83	34,414,952.00
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	35,100	105.28	3,695,328.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	32,900	237.51	7,814,079.00
DAYFORCE INC	44,000	58.31	2,565,640.00
EQUIFAX INC	34,900	240.33	8,387,517.00
JACOBS SOLUTIONS INC	33,500	121.22	4,060,870.00
LEIDOS HOLDINGS INC	34,500	134.06	4,625,070.00
PAYCHEX INC	89,500	151.03	13,517,185.00
PAYCOM SOFTWARE INC	14,000	218.75	3,062,500.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	63,000	81.98	5,164,740.00
TRUNSUMION	53,100	82.25	4,367,475.00
VERISK ANALYTICS INC	39,500	294.58	11,635,910.00
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	25,800	369.02	9,520,716.00

	COMCAST CORP-CL A	1,067,000	36.62	39,073,540.00	
	FOX CORP-CLASS A	61,000	54.73	3,338,530.00	
	FOX CORP-CLASS B	39,000	50.52	1,970,280.00	
	INTERPUBRIC GROUP	104,000	26.29	2,734,160.00	
	NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	109,000	26.59	2,898,310.00	
	OMNICOM GROUP	57,000	80.24	4,573,680.00	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	128,000	55.85	7,148,800.00	
	DISNEY (WALT) CO	506,200	98.07	49,643,034.00	
	ELECTRONIC ARTS	70,000	144.25	10,097,500.00	
	LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	60,000	88.93	5,335,800.00	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	44,200	125.03	5,526,326.00	
	NETFLIX INC	119,480	933.85	111,576,398.00	
	ROBLOX CORP -CLASS A	138,000	59.07	8,151,660.00	
	ROKU INC	35,000	72.49	2,537,150.00	
	SEA LTD-ADR	100,200	130.67	13,093,134.00	
	SPOTIFY TECHNOLOGY S. A.	43,300	561.16	24,298,228.00	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	48,600	210.47	10,228,842.00	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	665,000	10.37	6,896,050.00	
	ALPHABET INC-CL A	1,633,200	154.33	252,051,756.00	
	ALPHABET INC-CL C	1,392,200	156.06	217,266,732.00	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	609,400	576.74	351,465,356.00	
	PINTEREST INC- CLASS A	164,000	31.47	5,161,080.00	
	REDDIT INC-CL A	19,200	107.71	2,068,032.00	
	SNAP INC-A	295,000	8.89	2,622,550.00	
	CBRE GROUP INC	85,700	129.46	11,094,722.00	
	COSTAR GROUP INC	120,000	79.31	9,517,200.00	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	340,000	4.32	1,468,800.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	46,000	68.74	3,162,040.00	
	小計 銘柄数 : 557			13,409,706,969.75	
				(2,005,019,386,117)	
				)	
	組入時価比率 : 73.3%			75.8%	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	162,000	28.62	4,636,440.00	
	CAMECO CORP	119,000	59.90	7,128,100.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	583,000	43.73	25,494,590.00	
	CENOVUS ENERGY INC	369,000	19.73	7,280,370.00	

ENBRIDGE INC	606,000	63.62	38,553,720.00
IMPERIAL OIL	48,000	101.55	4,874,400.00
KEYERA CORP	68,000	44.48	3,024,640.00
PEMBINA PIPELINE CORP	163,000	57.15	9,315,450.00
SUNCOR ENERGY INC	355,000	54.92	19,496,600.00
TC ENERGY CORP	287,000	68.82	19,751,340.00
TOURMALINE OIL CORP	98,000	68.16	6,679,680.00
NUTRIEN LTD	138,000	71.74	9,900,120.00
CCL INDUSTRIES INC - CL B	42,000	69.35	2,912,700.00
AGNICO EAGLE MINES LTD	141,600	153.79	21,776,664.00
BARRICK GOLD	490,000	27.38	13,416,200.00
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	185,000	19.79	3,661,150.00
FRANCO-NEVADA CORP	53,300	222.56	11,862,448.00
IVANHOE MINES LTD-CL A	189,000	13.20	2,494,800.00
KINROSS GOLD CORP	332,000	17.88	5,936,160.00
LUNDIN MINING CORP	220,000	11.92	2,622,400.00
PAN AMERICAN SILVER CORP	96,000	37.14	3,565,440.00
TECK RESOURCES LTD-CLS B	135,000	53.61	7,237,350.00
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	128,000	110.03	14,083,840.00
WEST FRASER TIMBER	14,200	108.36	1,538,712.00
CAE INC	92,000	35.06	3,225,520.00
STANTEC INC	34,000	117.48	3,994,320.00
WSP GLOBAL INC	36,900	241.07	8,895,483.00
TOROMONT INDUSTRIES LTD	22,700	112.51	2,553,977.00
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	112,000	28.70	3,214,400.00
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	62,000	68.36	4,238,320.00
RB GLOBAL INC	51,100	140.17	7,162,687.00
AIR CANADA	43,000	14.13	607,590.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	150,900	139.52	21,053,568.00
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	260,000	99.40	25,844,000.00
TFI INTERNATIONAL INC	20,900	110.20	2,303,180.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	78,000	48.70	3,798,600.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	43,000	64.37	2,767,910.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	85,000	92.41	7,854,850.00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	14,200	149.27	2,119,634.00

DOLLARAMA INC	79,100	151.68	11,997,888.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	213,000	69.78	14,863,140.00
EMPIRE CO LTD A	39,000	46.63	1,818,570.00
LOBLAW COMPANIES LTD	40,700	198.30	8,070,810.00
METRO INC/CN	58,000	97.75	5,669,500.00
WESTON(GEORGE)LTD	15,200	239.98	3,647,696.00
SAPUTO INC	70,000	24.58	1,720,600.00
BANK OF MONTREAL	205,500	136.44	28,038,420.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	347,000	68.36	23,720,920.00
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	266,000	80.40	21,386,400.00
NATIONAL BANK OF CANADA	112,000	119.22	13,352,640.00
ROYAL BANK OF CANADA	395,400	160.58	63,493,332.00
TORONTO DOMINION BANK	486,000	86.37	41,975,820.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,760	2,036.73	11,731,564.80
GREAT-WEST LIFECO INC	73,000	55.26	4,033,980.00
IA FINANCIAL CORP INC	24,100	136.99	3,301,459.00
INTACT FINANCIAL CORP	49,500	286.15	14,164,425.00
MANULIFE FINANCIAL CORP	481,000	44.06	21,192,860.00
POWER CORPORATION OF CANADA	152,000	51.11	7,768,720.00
SUN LIFE FINANCIAL INC	164,000	81.12	13,303,680.00
CGI INC	56,900	140.53	7,996,157.00
SHOPIFY INC - CLASS A	340,500	138.25	47,074,125.00
CONSTELLATION SOFTWARE INC	5,670	4,564.80	25,882,416.00
DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	23,900	143.53	3,430,367.00
OPEN TEXT CORP	70,000	36.17	2,531,900.00
CELESTICA INC	33,500	118.36	3,965,060.00
BCE INC	20,000	32.87	657,400.00
QUEBECOR INC-CL B	47,000	36.31	1,706,570.00
TELUS CORP	148,600	20.44	3,037,384.00
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	103,000	39.06	4,023,180.00
EMERA INC	86,000	60.32	5,187,520.00
FORTIS INC	141,000	64.82	9,139,620.00
HYDRO ONE LTD	88,000	48.03	4,226,640.00
ALTAGAS LTD	84,000	38.99	3,275,160.00
CANADIAN UTILITIES LTD A	39,000	36.76	1,433,640.00

小計	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	100,000	69.44	6,944,000.00	
	BROOKFIELD CORP	386,000	74.20	28,641,200.00	
	IGM FINANCIAL INC	21,000	44.29	930,090.00	
	ONEX CORPORATION	16,900	95.16	1,608,204.00	
	TMX GROUP LTD	76,000	52.50	3,990,000.00	
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	38,000	40.05	1,521,900.00	
	THOMSON REUTERS CORP	44,400	244.70	10,864,680.00	
	FIRSTSERVICE CORP	11,800	237.86	2,806,748.00	
	銘柄数：82			843,003,738.80	
				(88,110,750,779)	
	組入時価比率：3.2%			3.3%	
ユーロ	TENARIS SA	109,000	18.10	1,973,445.00	
	ENI SPA	590,000	14.30	8,437,000.00	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	121,000	16.14	1,952,940.00	
	NESTE OYJ	116,000	8.75	1,015,464.00	
	OMV AG	38,000	47.62	1,809,560.00	
	REPSOL SA	314,000	12.45	3,910,870.00	
	TOTALENERGIES SE	603,000	59.21	35,703,630.00	
	AIR LIQUIDE SA	160,700	176.32	28,334,624.00	
	AKZO NOBEL	48,000	56.66	2,719,680.00	
	ARKEMA	16,800	71.80	1,206,240.00	
	BASF SE	247,000	47.44	11,717,680.00	
	COVESTRO AG TEND	52,000	59.30	3,083,600.00	
	DSM-FIRMENICH AG	52,300	92.50	4,837,750.00	
	EVONIK INDUSTRIES AG	74,000	20.19	1,494,060.00	
	SYENSQO SA	19,300	64.17	1,238,481.00	
	SYMRISE AG	36,100	94.84	3,423,724.00	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	38,900	162.60	6,325,140.00	
	ARCELORMITTAL	128,000	26.82	3,432,960.00	
	STORA ENSO OYJ-R	163,000	9.09	1,481,670.00	
	UPM-KYMMENE OYJ	150,000	25.25	3,787,500.00	
	AIRBUS SE	166,900	166.26	27,748,794.00	
	DASSAULT AVIATION SA	5,900	309.00	1,823,100.00	
	LEONARDO SPA	115,000	45.05	5,180,750.00	
	MTU AERO ENGINES AG	14,600	326.50	4,766,900.00	
	RHEINMETALL AG	12,270	1,310.00	16,073,700.00	

SAFRAN SA	101, 200	245. 70	24, 864, 840. 00
THALES SA	26, 400	246. 60	6, 510, 240. 00
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	125, 000	96. 56	12, 070, 000. 00
KINGSPAN GROUP PLC	45, 000	76. 65	3, 449, 250. 00
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	47, 792	54. 55	2, 607, 053. 60
BOUYGUES	49, 000	36. 91	1, 808, 590. 00
EIFFAGE SA	19, 000	110. 05	2, 090, 950. 00
FERROVIAL SE	133, 743	41. 78	5, 587, 782. 54
VINCI	136, 900	118. 70	16, 250, 030. 00
LEGRAND SA	73, 800	98. 84	7, 294, 392. 00
PRYSMIAN SPA	79, 000	52. 90	4, 179, 100. 00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	152, 900	217. 15	33, 202, 235. 00
SIEMENS ENERGY AG	179, 000	55. 30	9, 898, 700. 00
SIEMENS AG	212, 400	216. 00	45, 878, 400. 00
ALSTOM	99, 000	20. 85	2, 064, 150. 00
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	133, 000	37. 63	5, 004, 790. 00
GEA GROUP AG	41, 000	56. 55	2, 318, 550. 00
KNORR-BREMSE AG	18, 600	84. 75	1, 576, 350. 00
KONE OYJ	98, 000	51. 60	5, 056, 800. 00
METSO CORPORATION	163, 000	9. 86	1, 608, 484. 00
RATIONAL AG	1, 360	765. 00	1, 040, 400. 00
WARTSILA OYJ	132, 000	17. 31	2, 284, 920. 00
BRENTAG SE	34, 100	61. 76	2, 106, 016. 00
IMCD NV	17, 300	126. 60	2, 190, 180. 00
REXEL SA	65, 000	25. 63	1, 665, 950. 00
DHL GROUP	265, 000	39. 83	10, 554, 950. 00
INPOST SA	57, 000	13. 76	784, 320. 00
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	190, 000	6. 99	1, 329, 620. 00
ADP	9, 000	95. 90	863, 100. 00
AENA SME SA	20, 500	219. 80	4, 505, 900. 00
GETLINK	87, 000	16. 25	1, 414, 185. 00
CONTINENTAL AG	31, 000	66. 76	2, 069, 560. 00
MICHELIN (CGDE)	190, 000	33. 00	6, 270, 000. 00
BAYER MOTOREN WERK	81, 000	75. 94	6, 151, 140. 00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	15, 000	71. 75	1, 076, 250. 00
DR ING HC F PORSCHE AG	32, 000	47. 89	1, 532, 480. 00

FERRARI NV	35,200	401.60	14,136,320.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	204,000	55.75	11,373,000.00
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	41,000	35.74	1,465,340.00
RENAULT SA	52,000	47.50	2,470,000.00
STELLANTIS NV	572,000	10.48	5,995,704.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	56,900	96.96	5,517,024.00
ADIDAS AG	47,900	221.90	10,629,010.00
HERMES INTERNATIONAL	8,810	2,436.00	21,461,160.00
KERING SA	20,900	199.24	4,164,116.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	76,900	587.10	45,147,990.00
MONCLER SPA	65,000	56.94	3,701,100.00
PUMA SE	30,000	22.63	678,900.00
ACCOR SA	54,000	42.79	2,310,660.00
AMADEUS IT GROUP SA	128,000	71.70	9,177,600.00
DELIVERY HERO SE	47,000	22.58	1,061,260.00
FDJ UNITED	24,000	29.14	699,360.00
SODEXO	23,500	59.95	1,408,825.00
D'IETEREN GROUP	5,400	162.90	879,660.00
PROSUS NV	385,000	42.94	16,533,825.00
INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL SA	308,000	46.23	14,238,840.00
ZALANDO SE	60,000	32.24	1,934,400.00
CARREFOUR SUPERMARCHE	143,000	13.25	1,895,465.00
JERONIMO MARTINS	82,000	19.75	1,619,500.00
KESKO OYJ-B SHS	70,000	18.84	1,319,150.00
KONINKLIJKE Ahold DELHAIZE NV	258,000	34.59	8,924,220.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	251,000	57.72	14,487,720.00
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	158,000	5.64	891,752.00
HEINEKEN HOLDING NV	35,000	67.45	2,360,750.00
HEINEKEN NV	79,000	75.82	5,989,780.00
PERNOD RICARD SA	56,200	94.12	5,289,544.00
DANONE	179,000	70.82	12,676,780.00
JDE PEET'S BV	55,000	20.22	1,112,100.00
KERRY GROUP PLC-A	41,900	96.15	4,028,685.00
LOTUS BAKERIES	110	8,330.00	916,300.00
HENKEL AG & CO KGAA	31,000	66.95	2,075,450.00

HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	48,000	73.76	3,540,480.00
BEIERSDORF AG	28,700	120.35	3,454,045.00
LOREAL-ORD	66,900	345.10	23,087,190.00
BIOMERIEUX	11,000	116.40	1,280,400.00
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	93.68	562,080.00
ESSILORLUXOTTICA	83,600	266.60	22,287,760.00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	228,352	23.73	5,418,792.96
SIEMENS HEALTHINEERS AG	77,000	50.70	3,903,900.00
AMPLIFON SPA	30,000	19.23	577,050.00
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	58,000	45.95	2,665,100.00
FRESENIUS SE & CO KGAA	118,000	40.01	4,721,180.00
ARGENX SE	16,900	552.00	9,328,800.00
GRIFOLS SA	89,000	8.57	763,442.00
BAYER AG-REG	275,000	22.57	6,206,750.00
IPSEN	11,800	107.50	1,268,500.00
MERCK KGAA	35,200	130.55	4,595,360.00
ORION OYJ	30,000	54.82	1,644,600.00
RECORDATI SPA	29,000	53.25	1,544,250.00
SANOFI	317,800	103.40	32,860,520.00
UCB SA	35,300	164.35	5,801,555.00
ABN AMRO BANK NV-CVA	120,000	19.68	2,362,200.00
AIB GROUP PLC	580,000	5.97	3,462,600.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	1,621,000	12.72	20,627,225.00
BANCO BPM SPA	340,000	9.59	3,260,600.00
BANCO DE SABADELL SA	1,530,000	2.58	3,959,640.00
BANCO SANTANDER SA	4,230,000	6.31	26,725,140.00
BANK OF IRELAND GROUP PLC	265,000	10.94	2,900,425.00
BNP PARIBAS	283,000	78.55	22,229,650.00
BPER BANCA	290,000	7.46	2,163,980.00
CAIXABANK	1,120,000	7.26	8,133,440.00
COMMERZBANK AG	270,000	21.72	5,864,400.00
CREDIT AGRICOLE SA	289,000	16.94	4,897,105.00
ERSTE GROUP BANK AG	85,000	65.38	5,557,300.00
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	178,000	18.38	3,271,640.00
ING GROEP NV	878,000	18.30	16,067,400.00

INTESA SANPAOLO	4, 210, 000	4. 82	20, 300, 620. 00	
KBC GROEP NV	64, 000	85. 00	5, 440, 000. 00	
MEDIOBANCA S. P. A.	141, 000	17. 83	2, 514, 735. 00	
NORDEA BANK ABP	883, 000	11. 99	10, 587, 170. 00	
SOCIETE GENERALE	205, 000	42. 54	8, 720, 700. 00	
UNICREDIT SPA	393, 000	53. 20	20, 907, 600. 00	
ADYEN NV	6, 180	1, 449. 00	8, 954, 820. 00	
EDENRED	68, 000	31. 00	2, 108, 000. 00	
EURAZEO SE	10, 700	71. 05	760, 235. 00	
EXOR NV	27, 500	88. 10	2, 422, 750. 00	
GROUPE BRUXELLES LAM	25, 000	70. 25	1, 756, 250. 00	
NEXI SPA	180, 000	5. 09	916, 920. 00	
SOFINA SA	4, 900	242. 60	1, 188, 740. 00	
AEGON LTD	390, 000	6. 09	2, 376, 660. 00	
AGEAS	43, 000	55. 75	2, 397, 250. 00	
ALLIANZ SE-REG	107, 900	355. 30	38, 336, 870. 00	
ASR NEDERLAND NV	43, 000	53. 24	2, 289, 320. 00	
AXA SA	494, 000	39. 99	19, 755, 060. 00	
GENERALI	262, 000	32. 63	8, 549, 060. 00	
HANNOVER RUECK SE	16, 300	277. 10	4, 516, 730. 00	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	37, 600	587. 60	22, 093, 760. 00	
NN GROUP NV	73, 000	51. 58	3, 765, 340. 00	
POSTE ITALIANE SPA	120, 000	16. 65	1, 998, 600. 00	
SAMPO OYJ-A SHS	680, 000	8. 86	6, 028, 880. 00	
TALANX AG	17, 700	97. 25	1, 721, 325. 00	
UNIPOL GRUPPO SPA	117, 000	14. 73	1, 723, 410. 00	
CAPGEMINI SA	43, 000	145. 30	6, 247, 900. 00	
DASSAULT SYSTEMES SE	190, 000	36. 18	6, 874, 200. 00	
NEMETSCHEK SE	16, 900	110. 30	1, 864, 070. 00	
SAP SE	291, 900	246. 75	72, 026, 325. 00	
NOKIA OYJ	1, 520, 000	4. 88	7, 420, 640. 00	
ASM INTERNATIONAL NV	13, 100	431. 60	5, 653, 960. 00	
ASML HOLDING NV	110, 100	625. 60	68, 878, 560. 00	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	21, 700	98. 54	2, 138, 318. 00	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	365, 000	31. 13	11, 362, 450. 00	
STMICROELECTRONICS NV	193, 000	20. 51	3, 958, 430. 00	

CELLNEX TELECOM SA	148,000	33.19	4,912,120.00
DEUTSCHE TELEKOM-REG	980,000	34.13	33,447,400.00
ELISA OYJ	42,000	44.90	1,885,800.00
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	97,000	9.82	953,025.00
KONINKLIJKE KPN NV	1,080,000	3.91	4,224,960.00
ORANGE SA	515,000	11.85	6,102,750.00
TELECOM ITALIA SPA	2,700,000	0.31	844,020.00
TELEFONICA SA	1,140,000	4.32	4,927,080.00
ACCIONA S. A.	5,800	122.90	712,820.00
EDP SA	800,000	3.17	2,542,400.00
ENDESA S. A.	91,000	24.64	2,242,240.00
ENEL SPA	2,290,000	7.53	17,255,150.00
FORTUM OYJ	119,000	15.18	1,807,015.00
IBERDROLA SA	1,621,000	15.02	24,347,420.00
REDEIA CORP SA	107,000	18.55	1,984,850.00
TERNA SPA	365,000	8.31	3,035,340.00
VERBUND AG	21,000	66.60	1,398,600.00
SNAM SPA	590,000	4.77	2,814,300.00
E.ON SE	621,000	13.85	8,603,955.00
ENGIE	518,000	18.06	9,355,080.00
VEOLIA ENVIRONNEMENT	194,000	32.15	6,237,100.00
AMUNDI SA	17,000	74.05	1,258,850.00
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	57,000	19.11	1,089,555.00
DEUTSCHE BANK AG-REG	513,000	22.18	11,380,905.00
DEUTSCHE BOERSE AG	52,600	271.60	14,286,160.00
EURONEXT NV	21,200	132.40	2,806,880.00
EDP RENOVAVEIS SA	87,941	7.96	700,450.06
RWE AG	176,000	33.12	5,829,120.00
EUROFINS SCIENTIFIC SE	35,000	49.91	1,746,850.00
QIAGEN N. V.	64,000	36.80	2,355,200.00
SARTORIUS AG-VORZUG	7,200	221.00	1,591,200.00
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	8,500	185.65	1,578,025.00
BUREAU VERITAS SA	94,000	28.20	2,650,800.00
RANDSTAD NV	32,000	39.50	1,264,000.00
TELEPERFORMANCE	16,500	96.30	1,588,950.00
WOLTERS KLUWER	67,600	145.15	9,812,140.00

小計	PUBLICIS GROUPE	65,400	90.00	5,886,000.00	
	BOLLORE SE	210,000	5.54	1,163,400.00	
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	18,700	95.40	1,783,980.00	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	235,000	25.99	6,107,650.00	
	SCOUT24 SE	22,000	95.75	2,106,500.00	
	LEG IMMOBILIE SE	20,000	65.46	1,309,200.00	
	VONOVIA SE	209,000	25.04	5,233,360.00	
	銘柄数：210			1,539,922,968.16	
				(249,590,714,679)	
	組入時価比率：9.1%			9.5%	
英ポンド	BP PLC	4,480,000	4.35	19,510,400.00	
	SHELL PLC-NEW	1,704,000	27.96	47,652,360.00	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	35,000	29.60	1,036,000.00	
	ANGLO AMERICAN PLC	356,000	22.53	8,022,460.00	
	ANTOFAGASTA PLC	116,000	17.32	2,009,120.00	
	GLENCORE PLC	2,870,000	2.92	8,396,185.00	
	RIO TINTO PLC-REG	317,000	47.16	14,949,720.00	
	MONDI PLC	115,727	11.74	1,359,213.61	
	BAE SYSTEMS PLC	841,000	15.64	13,157,445.00	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	340,000	4.92	1,675,180.00	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,367,000	7.71	18,254,304.00	
	DCC PLC	30,000	52.20	1,566,000.00	
	SMITHS GROUP PLC	93,000	19.46	1,809,780.00	
	SPIRAX GROUP PLC	22,000	64.15	1,411,300.00	
	ASHTED GROUP PLC	121,000	42.46	5,137,660.00	
	BUNZLE	91,000	29.74	2,706,340.00	
	RENTOKIL INITIAL PLC	680,000	3.50	2,380,000.00	
	BARRATT REDROW PLC	360,000	4.29	1,546,920.00	
	COMPASS GROUP PLC	479,000	25.62	12,271,980.00	
	ENTAIN PLC	162,000	6.12	992,088.00	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	45,600	83.56	3,810,336.00	
	WHITBREAD PLC	46,000	24.86	1,143,560.00	
	NEXT PLC	33,800	109.90	3,714,620.00	
	JD SPORTS FASHION PLC	610,000	0.71	438,956.00	
	KINGFISHER PLC	520,000	2.51	1,307,800.00	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	580,000	3.54	2,056,680.00	

SAINSBURY	520,000	2.39	1,245,920.00
TESCO PLC	1,900,000	3.32	6,313,700.00
COCA-COLA HBC AG-DI	63,000	35.16	2,215,080.00
DIAGEO PLC	627,000	20.46	12,831,555.00
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	88,000	19.40	1,707,640.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	559,000	31.24	17,463,160.00
IMPERIAL BRANDS PLC	226,000	28.26	6,386,760.00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	190,000	52.32	9,940,800.00
UNILEVER PLC	693,000	45.87	31,787,910.00
SMITH & NEPHEW PLC	240,000	10.71	2,570,400.00
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00
ASTRAZENECA PLC	433,400	114.16	49,476,944.00
GSK PLC	1,154,000	14.88	17,177,290.00
HALEON PLC	2,410,000	3.89	9,396,590.00
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	48,000	19.63	942,240.00
BARCLAYS PLC	4,070,000	2.93	11,945,450.00
HSBC HOLDINGS PLC	4,996,000	8.85	44,234,584.00
LLOYDS BANKING GROUP PLC	16,800,000	0.73	12,331,200.00
NATWEST GROUP PLC	2,140,000	4.59	9,824,740.00
STANDARD CHARTERED PLC	585,000	11.45	6,701,175.00
M&G PLC	590,000	2.03	1,200,060.00
WISE PLC - A	189,000	9.50	1,795,500.00
ADMIRAL GROUP PLC	69,000	28.35	1,956,150.00
AVIVA PLC	760,000	5.60	4,260,560.00
LEGAL & GENERAL	1,620,000	2.43	3,951,180.00
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	220,000	5.71	1,256,200.00
PRUDENTIAL PLC	735,000	8.31	6,110,790.00
SAGE GROUP PLC (THE)	279,000	12.12	3,382,875.00
HALMA PLC	110,000	26.21	2,883,100.00
BT GROUP PLC	1,860,000	1.65	3,074,580.00
VODAFONE GROUP PLC	5,640,000	0.73	4,130,736.00
SSE PLC	307,000	16.06	4,930,420.00
CENTRICA PLC	1,430,000	1.49	2,139,995.00
NATIONAL GRID PLC	1,365,000	10.09	13,779,675.00
SEVERN TRENT PLC	75,000	24.96	1,872,000.00
UNITED UTILITIES GROUP PLC	190,000	10.04	1,908,550.00

		3I GROUP PLC	275,000	37.12	10,208,000.00	
		LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	133,200	115.30	15,357,960.00	
		SCHRODERS PLC	249,176	3.58	892,548.43	
		PEARSON	164,000	12.27	2,012,280.00	
		EXPERIAN PLC	254,000	36.24	9,204,960.00	
		INTERTEK GROUP PLC	43,000	50.20	2,158,600.00	
		RELX PLC	523,000	38.87	20,329,010.00	
		INFORMA PLC	360,000	7.88	2,838,960.00	
		WPP PLC	287,000	5.95	1,709,946.00	
		AUTO TRADER GROUP PLC	251,000	7.44	1,867,440.00	
	小計	銘柄数：72			558,021,621.04	
					(108,155,750,589)	
		組入時価比率：4.0%			4.1%	
	スイスフラン	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,970	605.00	1,191,850.00	
		GIVAUDAN-REG	2,540	3,833.00	9,735,820.00	
		SIKA AG-REG	41,900	218.10	9,138,390.00	
		HOLCIM LTD	145,500	96.50	14,040,750.00	
		SIG GROUP AG	88,000	16.97	1,493,360.00	
		GEBERIT AG-REG	9,300	558.20	5,191,260.00	
		ABB LTD	445,000	46.96	20,897,200.00	
		SCHINDLER HOLDING AG-REG	7,000	267.00	1,869,000.00	
		SCHINDLER HOLDING-PART CERT	11,300	274.80	3,105,240.00	
		VAT GROUP AG	7,200	325.80	2,345,760.00	
		KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	13,000	206.70	2,687,100.00	
		CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	149,400	158.40	23,664,960.00	
		THE SWATCH GROUP AG-B	8,400	156.50	1,314,600.00	
		AVOLTA AG	22,000	39.22	862,840.00	
		BARRY CALLEBAUT AG	960	1,189.00	1,141,440.00	
		CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	273	11,950.00	3,262,350.00	
		CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	31	115,800.00	3,589,800.00	
		NESTLE SA-REG	732,300	90.24	66,082,752.00	
		ALCON INC	141,000	84.40	11,900,400.00	
		SONOVA HOLDING AG-REG	14,500	262.80	3,810,600.00	
		STRAUMANN HOLDING AG-REG	31,300	109.20	3,417,960.00	
		GALDERMA GROUP AG	28,000	94.41	2,643,480.00	
		NOVARTIS AG-REG	550,900	98.62	54,329,758.00	

	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	196,400	296.70	58,271,880.00	
	ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	9,300	313.20	2,912,760.00	
	SANDOZ GROUP AG	115,000	37.89	4,357,350.00	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	9,000	97.60	878,400.00	
	BALOISE HOLDING AG	11,300	189.70	2,143,610.00	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	9,900	184.10	1,822,590.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG	8,200	807.40	6,620,680.00	
	SWISS RE LTD	83,400	151.55	12,639,270.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	41,100	621.40	25,539,540.00	
	TEMENOS AG-REG	16,400	69.85	1,145,540.00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	40,500	77.34	3,132,270.00	
	SWISSCOM AG-REG	7,000	513.00	3,591,000.00	
	BKW AG	6,200	154.50	957,900.00	
	JULIUS BAER GROUP LTD	59,000	62.10	3,663,900.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	6,250	1,291.50	8,071,875.00	
	UBS GROUP AG	914,000	27.94	25,537,160.00	
	LONZA AG-REG	20,200	560.60	11,324,120.00	
	SGS SA-REG	41,500	88.18	3,659,470.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	22,800	108.20	2,466,960.00	
	小計 銘柄数：42			426,452,945.00	
				(72,514,058,767)	
	組入時価比率：2.7%			2.7%	
スウェーデン ローナ	BOLIDEN AB	76,000	339.30	25,786,800.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	24,000	405.60	9,734,400.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	180,000	134.75	24,255,000.00	
	SAAB AB-B	93,000	392.25	36,479,250.00	
	ASSA ABLOY AB-B	279,000	299.60	83,588,400.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	450,000	39.30	17,685,000.00	
	SKANSKA AB-B SHS	93,000	226.60	21,073,800.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	43,000	278.60	11,979,800.00	
	LIFCO AB-B SHS	62,000	361.40	22,406,800.00	
	ALFA LAVAL AB	83,000	442.70	36,744,100.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	743,000	164.00	121,852,000.00	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	433,000	145.15	62,849,950.00	
	EPIROC AB - A	181,000	205.50	37,195,500.00	

小計	EPIROC AB - B	103,000	180.60	18,601,800.00	
	INDUTRADE AB	74,000	283.80	21,001,200.00	
	SANDVIK AB	297,000	218.20	64,805,400.00	
	SKF AB-B SHARES	102,000	207.00	21,114,000.00	
	TRELLEBORG AB-B SHS	63,000	383.80	24,179,400.00	
	VOLVO AB-B SHS	444,000	301.50	133,866,000.00	
	ADDTECH AB-B SHARES	68,000	294.60	20,032,800.00	
	BEIJER REF AB	113,000	143.80	16,249,400.00	
	SECURITAS AB-B SHS	138,857	141.80	19,689,922.60	
	EVOLUTION AB	43,800	751.20	32,902,560.00	
	HENNES&MAURITZ AB-B	155,000	132.85	20,591,750.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	176,000	286.20	50,371,200.00	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	50,143	291.80	14,631,727.40	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	448,000	167.35	74,972,800.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A	399,000	114.75	45,785,250.00	
	SWEDBANK AB	241,000	231.90	55,887,900.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	373.80	11,587,800.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	40,000	374.20	14,968,000.00	
	INVESTOR AB-B SHS	489,000	304.85	149,071,650.00	
	LUNDBERGS AB-B SHS	20,000	509.00	10,180,000.00	
	ERICSSON LM-B	760,000	78.78	59,872,800.00	
	HEXAGON AB-B SHS	587,000	109.10	64,041,700.00	
	TELIA CO AB	680,000	36.04	24,507,200.00	
	TELE 2 AB-B SHS	146,000	133.55	19,498,300.00	
	EQT AB	101,000	312.20	31,532,200.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	180,000	62.84	11,311,200.00	
	SAGAX AB-B	62,000	212.40	13,168,800.00	
	小計 銘柄数：40			1,556,053,560.00	
	組入時価比率：0.9%			(23,294,121,793)	
				0.9%	
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	82,000	244.00	20,008,000.00	
	EQUINOR ASA	238,000	273.60	65,116,800.00	
	YARA INTERNATIONAL ASA	47,000	314.20	14,767,400.00	
	NORSK HYDRO	400,000	61.66	24,664,000.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	24,100	1,513.00	36,463,300.00	

		MOWI ASA	124,000	193.10	23,944,400.00	
		ORKLA ASA	210,000	113.30	23,793,000.00	
		SALMAR ASA	21,000	494.00	10,374,000.00	
		DNB BANK ASA	256,000	276.70	70,835,200.00	
		GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	52,000	239.60	12,459,200.00	
		TELENOR ASA	165,000	150.40	24,816,000.00	
		小計 銘柄数：11			327,241,300.00	
		組入時価比率：0.2%			(4,669,733,351)	0.2%
	デンマーク ローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	100,016	403.20	40,326,451.20	
		ROCKWOOL A/S-B SHS	2,600	3,026.00	7,867,600.00	
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	291,000	100.10	29,129,100.00	
		DSV A/S	57,800	1,359.50	78,579,100.00	
		A P MOLLER - MAERSK A/S-A	890	12,040.00	10,715,600.00	
		AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,220	12,240.00	14,932,800.00	
		PANDORA A/S	22,000	1,067.50	23,485,000.00	
		CARLSBERG B	27,400	888.60	24,347,640.00	
		COLOPLAST-B	34,300	731.20	25,080,160.00	
		DEMANT A/S	25,000	240.40	6,010,000.00	
		GENMAB A/S	16,900	1,364.00	23,051,600.00	
		ZEALAND PHARMA A/S	16,800	553.00	9,290,400.00	
		NOVO NORDISK A/S-B	900,000	474.05	426,645,000.00	
		DANSKE BANK AS	189,000	232.00	43,848,000.00	
		TRYG A/S	94,000	165.30	15,538,200.00	
		ORSTED A/S	49,000	310.80	15,229,200.00	
		小計 銘柄数：16			794,075,851.20	
		組入時価比率：0.6%			(17,247,327,488)	0.7%
	豪ドル	SANTOS LTD.	890,000	6.80	6,052,000.00	
		WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	528,000	23.81	12,571,680.00	
		JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	116,000	38.68	4,486,880.00	
		BHP GROUP LIMITED	1,424,000	39.69	56,518,560.00	
		BLUESCOPE STEEL LTD	122,000	22.31	2,721,820.00	
		FORTESCUE LTD	471,000	16.01	7,540,710.00	
		NORTHERN STAR RESOURCES LTD	317,000	18.63	5,905,710.00	
		RIO TINTO LTD	103,000	121.26	12,489,780.00	

SOUTH32 LTD	1, 250, 000	3. 37	4, 212, 500. 00	
REECE LTD	65, 000	15. 65	1, 017, 250. 00	
SGH LTD	55, 000	51. 00	2, 805, 000. 00	
BRAMBLES LTD	398, 000	20. 38	8, 111, 240. 00	
QANTAS AIRWAYS LIMITED	220, 000	9. 39	2, 065, 800. 00	
TRANSURBAN GROUP	860, 000	13. 31	11, 446, 600. 00	
ARISTOCRAT LEISURE LTD	161, 000	64. 92	10, 452, 120. 00	
LOTTERY CORP LTD/THE	630, 000	4. 80	3, 024, 000. 00	
WESFARMERS LIMITED	317, 000	72. 89	23, 106, 130. 00	
COLES GROUP LTD	372, 000	19. 70	7, 328, 400. 00	
WOOLWORTHS GROUP LTD	350, 000	29. 78	10, 423, 000. 00	
TREASURY WINE ESTATES LTD	202, 000	9. 93	2, 005, 860. 00	
COCHLEAR LTD	18, 300	267. 32	4, 891, 956. 00	
SONIC HEALTHCARE LTD	128, 000	25. 78	3, 299, 840. 00	
CSL LIMITED	134, 800	252. 72	34, 066, 656. 00	
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	841, 000	29. 64	24, 927, 240. 00	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	467, 800	150. 43	70, 371, 154. 00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	857, 000	34. 17	29, 283, 690. 00	
WESTPAC BANKING CORP	957, 000	31. 89	30, 518, 730. 00	
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	73, 000	34. 74	2, 536, 020. 00	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	660, 000	7. 75	5, 115, 000. 00	
MEDIBANK PRIVATE LTD	820, 000	4. 51	3, 698, 200. 00	
QBE INSURANCE	432, 000	22. 64	9, 780, 480. 00	
SUNCORP GROUP LTD	289, 374	19. 41	5, 616, 749. 34	
WISETECH GLOBAL LTD	49, 000	80. 05	3, 922, 450. 00	
XERO LIMITED	41, 000	155. 86	6, 390, 260. 00	
TELSTRA GROUP LTD	1, 130, 000	4. 23	4, 779, 900. 00	
ORIGIN ENERGY LTD	500, 000	10. 67	5, 335, 000. 00	
APA GROUP	350, 000	7. 96	2, 786, 000. 00	
ASX LTD	53, 000	66. 98	3, 549, 940. 00	
MACQUARIE GROUP LIMITED	100, 000	203. 46	20, 346, 000. 00	
PRO MEDICUS LTD	16, 300	201. 80	3, 289, 340. 00	
COMPUTERSHARE LTD	151, 000	40. 21	6, 071, 710. 00	
CAR GROUP LTD	108, 000	32. 34	3, 492, 720. 00	
REA GROUP LTD	14, 500	226. 95	3, 290, 775. 00	
小計銘柄数：43			481, 644, 850. 34	

				(45,260,166,586)	
	組入時価比率：1.7%			1.7%	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	480,000	8.06	3,868,800.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	160,000	33.65	5,384,000.00	
	INFRATIL LTD	240,000	10.52	2,524,800.00	
	CONTACT ENERGY LTD	250,000	8.99	2,247,500.00	
	MERIDIAN ENERGY LTD	360,000	5.67	2,041,200.00	
	小計 銘柄数：5			16,066,300.00 (1,369,812,738)	
	組入時価比率：0.1%			0.1%	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	730,040	45.15	32,961,306.00	
	SWIRE PACIFIC-A	104,000	69.65	7,243,600.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	390,000	94.95	37,030,500.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	380,000	20.60	7,828,000.00	
	MTR CORP	390,000	26.10	10,179,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	590,000	31.45	18,555,500.00	
	SANDS CHINA LTD	664,000	16.34	10,849,760.00	
	WH GROUP LIMITED	2,499,806	7.00	17,498,642.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,020,000	31.30	31,926,000.00	
	HANG SENG BANK	216,000	105.30	22,744,800.00	
	AIA GROUP LTD	3,040,000	59.60	181,184,000.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD	1,069,600	10.30	11,016,880.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	170,000	47.00	7,990,000.00	
	CLP HLDGS	470,000	63.45	29,821,500.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	390,000	46.25	18,037,500.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	2,930,383	6.69	19,604,262.27	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	333,000	353.60	117,748,800.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	550,040	31.45	17,298,758.00	
	HENDERSON LAND	390,443	22.40	8,745,923.20	
	SINO LAND CO. LTD	1,170,000	7.86	9,196,200.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	396,000	74.65	29,561,400.00	
	THE WHARF HOLDINGS LIMITED	250,000	18.48	4,620,000.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	480,000	18.98	9,110,400.00	
	小計 銘柄数：23			660,752,731.47	

				(12,699,667,498)	
		組入時価比率：0.5%		0.5%	
シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	470,000	6.79	3,191,300.00	
	KEPPEL LTD	430,000	6.90	2,967,000.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	690,000	2.37	1,635,300.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	420,000	6.79	2,851,800.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	1,410,000	0.75	1,057,500.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	520,000	3.35	1,742,000.00	
	DBS GROUP HLDGS	555,000	46.47	25,790,850.00	
	OCBC-ORD	958,000	17.30	16,573,400.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	359,000	38.09	13,674,310.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	2,010,000	3.43	6,894,300.00	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	280,000	6.34	1,775,200.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	230,000	13.37	3,075,100.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	720,000	2.74	1,972,800.00	
	小計 銘柄数：13			83,200,860.00	
				(9,275,231,872)	
		組入時価比率：0.3%		0.4%	
新シェケル	ICL GROUP LTD	190,000	21.05	3,999,500.00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	7,300	1,402.00	10,234,600.00	
	BANK HAPOLIM BM	351,000	49.86	17,500,860.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	430,000	50.38	21,663,400.00	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	350,000	25.45	8,907,500.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	46,000	165.80	7,626,800.00	
	NICE LTD	17,900	579.20	10,367,680.00	
	NOVA LTD	8,600	688.90	5,924,540.00	
	AZRIELI GROUP	12,000	250.80	3,009,600.00	
	小計 銘柄数：9			89,234,480.00	
				(3,608,669,141)	
		組入時価比率：0.1%		0.1%	
合計				2,640,815,391,398	
				(2,640,815,391,398)	

(注1) 外貨建保有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建保有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 3 月 31 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4,480.00	0.00	
	小計	銘柄数：1	4,480.00	0.00	
		組入時価比率：0.0%		(0) 0.0%	
	合計			0 (0)	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	45,400	4,340,240.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	92,000	3,457,360.00	
		AMERICAN TOWER CORP	131,300	28,303,028.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	152,000	3,140,320.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	40,000	8,543,200.00	
		BXP INC	43,000	2,910,240.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	30,700	3,754,610.00	
		CROWN CASTLE INC	120,000	12,432,000.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	92,700	13,172,670.00	
		EQUINIX INC	26,800	21,520,400.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	50,000	3,321,500.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	94,000	6,709,720.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	17,800	5,446,800.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	60,300	8,771,238.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	73,000	3,679,200.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	203,000	4,098,570.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	192,000	2,739,840.00	
		INVITATION HOMES INC	160,000	5,515,200.00	
		IRON MOUNTAIN INC	80,800	6,876,080.00	
		KIMCO REALTY CORP	195,000	4,081,350.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	33,200	5,507,880.00	
		PROLOGIS INC	257,300	28,418,785.00	
		PUBLIC STORAGE	44,600	13,128,902.00	
		REALTY INCOME CORP	245,000	13,869,450.00	
		REGENCY CENTERS CORP	46,000	3,352,020.00	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	30,100	6,526,884.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	91,000	14,949,480.00	
		SUN COMMUNITIES INC	36,700	4,780,175.00	

	小計	UDR INC	88,000	3,919,520.00	
		VENTAS INC	115,000	7,907,400.00	
		VICI PROPERTIES INC	296,000	9,474,960.00	
		WELLTOWER INC	173,100	26,557,002.00	
		WEYERHAEUSER CO	208,000	6,106,880.00	
		WP CAREY INC	61,000	3,824,700.00	
		銘柄数：34	3,624,800	301,137,604.00 (45,026,094,550)	88.7%
		組入時価比率：1.6%			
	ユーロ	COVIVIO	17,000	884,000.00	
		GECINA SA	11,700	1,021,995.00	
		KLEPIERRE	59,000	1,834,900.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	35,000	2,730,000.00	
		銘柄数：4	122,700	6,470,895.00 (1,048,802,661)	2.1%
		組入時価比率：0.0%			
	英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	180,000	996,300.00	
		SEGRO PLC	351,000	2,444,364.00	
	小計	銘柄数：2	531,000	3,440,664.00 (666,869,496)	1.3%
		組入時価比率：0.0%			
	豪ドル	GOODMAN GROUP	569,000	16,666,010.00	
		GPT GROUP	530,000	2,347,900.00	
		SCENTRE GROUP	1,520,000	5,213,600.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	620,000	3,087,600.00	
		VICINITY CENTRES	980,000	2,185,400.00	
		銘柄数：5	4,219,000	29,500,510.00 (2,772,162,924)	5.5%
		組入時価比率：0.1%			
	香港ドル	LINK REIT	760,000	27,778,000.00	
		銘柄数：1	760,000	27,778,000.00 (533,893,160)	1.1%
		組入時価比率：0.0%			
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,030,040	2,750,206.80	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,584,022	3,326,446.20	
		銘柄数：2	2,614,062	6,076,653.00	

			(677, 425, 276)	
		組入時価比率：0.0%	1.3%	
	合計		50, 725, 248, 067	
			(50, 725, 248, 067)	
合計			50, 725, 248, 067	
			(50, 725, 248, 067)	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年3月31日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	41, 987, 175, 716	—	41, 198, 154, 334	△789, 021, 382
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	8, 670, 828, 400	—	8, 631, 337, 750	△39, 490, 650
米ドル	6, 762, 808, 240	—	6, 727, 635, 000	△35, 173, 240
カナダドル	368, 584, 370	—	365, 795, 500	△2, 788, 870
ユーロ	761, 197, 702	—	761, 730, 410	532, 708
スイスフラン	306, 177, 102	—	306, 074, 340	△102, 762
スウェーデンクローナ	134, 881, 110	—	134, 723, 700	△157, 410
デンマーククローネ	109, 024, 600	—	108, 595, 000	△429, 600
香港ドル	115, 905, 276	—	115, 309, 800	△595, 476
シンガポールドル	112, 250, 000	—	111, 474, 000	△776, 000
合計	—	—	—	△828, 512, 032

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

す。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村外国株式インデックスファンド・MSC I－KOKUSA I（確定拠出年金向け）

2025 年 4 月 30 日現在

I 資産総額	839,272,922,014円
II 負債総額	563,898,231円
III 純資産総額（I－II）	838,709,023,783円
IV 発行済口数	128,522,985,642口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	6.5258円

（参考）外国株式MSC I－KOKUSA I マザーファンド

2025 年 4 月 30 日現在

I 資産総額	2,688,682,281,889円
II 負債総額	7,895,756,228円
III 純資産総額（I－II）	2,680,786,525,661円
IV 発行済口数	388,992,782,586口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	6.8916円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年5月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

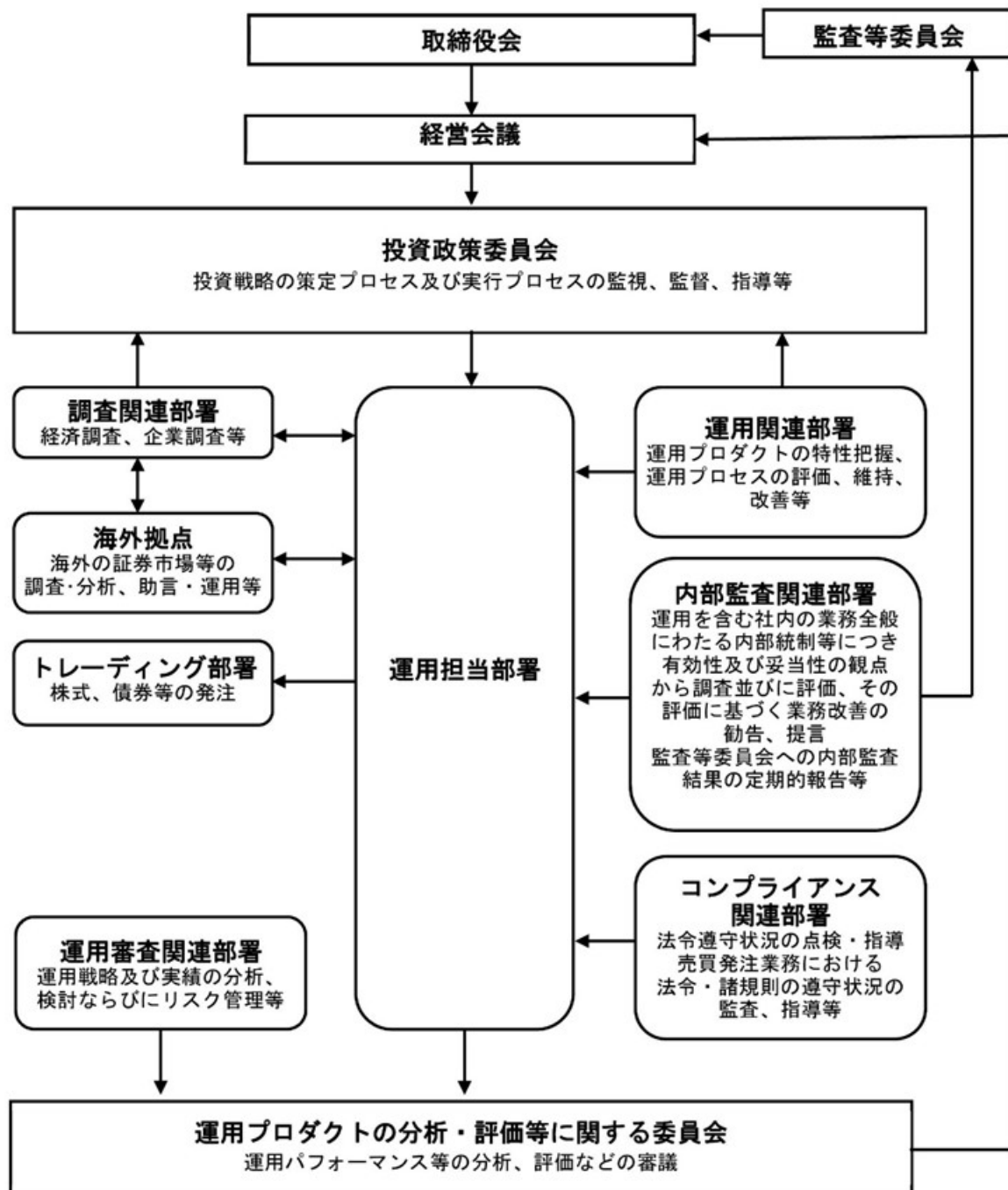
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2025 年 4 月 30 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	915	53,985,668
単位型株式投資信託	137	580,831
追加型公社債投資信託	14	6,603,197
単位型公社債投資信託	390	659,980
合計	1,456	61,829,675

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯 原	尚
--------------------	-------	-----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 永	真太郎
--------------------	-------	-----	-----

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月27日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,865		7,405
金銭の信託			42,108		44,745
有価証券			21,900		-
前払金			11		7
前払費用			775		852
未収入金			1,775		1,023
未収委託者報酬			26,116		31,788
未収運用受託報酬			3,780		5,989
短期貸付金			1,001		757
未収還付法人税等			2,083		-
その他			84		169
貸倒引当金			△15		△18
流動資産計			101,486		92,719
固定資産					
有形固定資産			1,335		945
建物	※2	906		595	
器具備品	※2	428		350	
無形固定資産			5,563		5,658
ソフトウェア		5,562		5,658	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,336		17,314
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計			23,235		23,918
資産合計			124,722		116,638

		前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)		
(負債の部)						
流動負債	※ 1					
関係会社短期借入金			-		13,700	
預り金			124		123	
未払金			17,378		11,404	
未払収益分配金		0		1		
未払償還金		57		39		
未払手数料		8,409		10,312		
関係会社未払金		8,911		1,052		
未払費用			9,682		12,507	
未払法人税等			1,024		8,095	
未払消費税等			500		1,590	
前受収益			22		15	
賞与引当金			3,635		4,543	
その他			46		24	
流動負債計				32,414		52,005
固定負債						
退職給付引当金				2,940		2,759
時効後支払損引当金				595		602
資産除去債務				1,123		1,123
固定負債計				4,659		4,484
負債合計			37,074		56,490	
(純資産の部)						
株主資本			87,419		59,820	
資本金			17,180		17,180	
資本剰余金			13,729		13,729	
資本準備金		11,729		11,729		
その他資本剰余金		2,000		2,000		
利益剰余金			56,509		28,910	
利益準備金		685		685		
その他利益剰余金		55,823		28,225		
別途積立金		24,606		-		
繰越利益剰余金		31,217		28,225		
評価・換算差額等			229		327	
その他有価証券評価差額金			229		327	
純資産合計			87,648		60,147	
負債・純資産合計			124,722		116,638	

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			113,491		124,722
運用受託報酬			18,198		21,188
その他営業収益			331		291
営業収益計			132,021		146,202
営業費用					
支払手数料			38,684		43,258
広告宣伝費			1,187		1,054
公告費			0		0
調査費			29,050		33,107
調査費		6,045		6,797	
委託調査費		23,004		26,310	
委託計算費			1,363		1,377
営業雑経費			3,302		3,670
通信費		89		92	
印刷費		903		820	
協会費		83		85	
諸経費		2,225		2,671	
営業費用計			73,587		82,468
一般管理費					
給料			11,316		13,068
役員報酬		226		259	
給料・手当		7,752		7,985	
賞与		3,337		4,822	
交際費			78		87
寄付金			115		117
旅費交通費			283		323
租税公課			963		990
不動産賃借料			1,232		1,235
退職給付費用			829		893
固定資産減価償却費			2,409		2,292
諸経費			12,439		12,483
一般管理費計			29,669		31,491
営業利益			28,763		32,242

		前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		-		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
経常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		-	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		-		490	
固定資産除却損	※ 2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		△354
当期純利益			26,064		28,183

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	24, 606	31, 217	56, 509	87, 419
当期変動額									
剰余金の配当							△55, 782	△55, 782	△55, 782
当期純利益							28, 183	28, 183	28, 183
別途積立金の取崩						△24, 606	24, 606	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△24, 606	△2, 991	△27, 598	△27, 598
当期末残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	-	28, 225	28, 910	59, 820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。						

7. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	--

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度末 (2024 年 3 月 31 日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939 百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 合計 1,559	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214 百万円 器具備品 733 合計 1,948

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050 百万円
※ 2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 合計 52	※ 2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022 年 5 月 18 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,830 円
基準日	2022 年 3 月 31 日
効力発生日	2022 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	5,470 円
基準日	2024 年 3 月 31 日
効力発生日	2024 年 6 月 28 日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202 百万円でした。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52

確定給付制度に係る退職給付費用	655
-----------------	-----

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138	賞与引当金	1,422
退職給付引当金	911	退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	227	未払事業税	360
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331	減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	184	時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78	ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	85	未払社会保険料	116
その他	44	その他	50
繰延税金資産小計	4,878	繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	△1,696	評価性引当額	△1,848
繰延税金資産合計	3,181	繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△171	資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△84	関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△102	その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△481	前払年金費用	△581
繰延税金負債合計	△840	繰延税金負債合計	△922
繰延税金資産の純額	2,340	繰延税金資産の純額	2,651
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	2.1%	タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.6%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.8%	その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
期首残高		1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		-	-
資産除去債務の履行による減少		-	-
期末残高		1,123	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	27,180	未払手数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済	128,100		
							借入金利息	123	未払利息	19

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
1 株当たり純資産額	17,016 円 74 銭	1 株当たり純資産額	11,677 円 62 銭
1 株当たり当期純利益	5,060 円 34 銭	1 株当たり当期純利益	5,471 円 85 銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益 26,064 百万円		損益計算書上の当期純利益 28,183 百万円	
普通株式に係る当期純利益 26,064 百万円		普通株式に係る当期純利益 28,183 百万円	
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株		普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株	

中間財務諸表

◇ 中間貸借対照表

		2024 年 9 月 30 日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,222
金銭の信託		47,595
未収委託者報酬		35,191
未収運用受託報酬		6,723
短期貸付金		1,427
その他		1,233
貸倒引当金		△21
流動資産計		97,372
固定資産	※ 1	
有形固定資産		761
無形固定資産		6,247
ソフトウェア		6,246
その他		0
投資その他の資産		15,876
投資有価証券		1,503
関係会社株式		9,535
長期差入保証金		521
前払年金費用		2,189
繰延税金資産		2,020
その他		105
固定資産計		22,884
資産合計		120,257

		2024 年 9 月 30 日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		28,300
未払金		11,764
未払収益分配金		1
未払償還金		38
未払手数料		11,479
関係会社未払金		244
未払費用		11,699
未払法人税等		6,872
未払消費税等	※ 2	1,584
賞与引当金		2,843
その他		130
流動負債計		63,195
固定負債		
退職給付引当金		2,678
時効後支払損引当金		609
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,410
負債合計		67,606
(純資産の部)		
株主資本		52,360
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		21,450
利益準備金		685
その他利益剰余金		20,765
繰越利益剰余金		20,765
評価・換算差額等		290
その他有価証券評価差額金		290
純資産合計		52,651
負債・純資産合計		120,257

◇ 中間損益計算書

		自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		75,441
運用受託報酬		11,445
その他営業収益		153
営業収益計		87,039
営業費用		
支払手数料		27,091
調査費		18,872
その他営業費用		3,159
営業費用計		49,123
一般管理費	※ 1	16,272
営業利益		21,643
営業外収益	※ 2	6,924
営業外費用	※ 3	285
経常利益		28,282
特別利益	※ 4	23
特別損失	※ 5	13
税引前中間純利益		28,292
法人税、住民税及び事業税		6,931
法人税等調整額		646
中間純利益		20,713

◇ 中間株主資本等変動計算書
 当中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

(単位：百万円)

	株主資本							株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他 利益剰余金	利 益 剰余金 合 計	
						繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当中間期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
中間純利益						20,713	20,713	20,713
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△7,460	△7,460	△7,460
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	20,765	21,450	52,360

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当中間期変動額			
剰余金の配当			△28,174
中間純利益			20,713
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△36	△36	△36
当中間期変動額合計	△36	△36	△7,496
当中間期末残高	290	290	52,651

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、						

7. 収益及び費用の計上基準	受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	---

◇ 金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	47,595	47,595	-
(2) その他（デリバティブ取引）	126	126	-
資産計	47,722	47,722	-

(注 1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,328
合計	11,038

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	47,595	-	47,595
デリバティブ取引（通貨関連）	-	126	-	126
資産計	-	47,722	-	47,722

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

当中間会計期間末 (2024 年 9 月 30 日)

1. 売買目的有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 9 月 30 日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,328 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,550	-	126	126

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

	自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
委託者報酬	75,439 百万円
運用受託報酬	10,634 百万円
成功報酬（注）	811 百万円
その他営業収益	153 百万円
合計	87,039 百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 1 株当たり情報

自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日	
1 株当たり純資産額	10,222 円 13 銭
1 株当たり中間純利益	4,021 円 58 銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	20,713 百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	20,713 百万円
期中平均株式数	5,150 千株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

運用の基本方針

約款第 19 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券とします。なお、株式に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。なお、株式に直接投資する場合があります。

② 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを基本とします。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第 23 条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第 24 条の範囲で行ないます。

⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当収入等を中心として基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI（確定拠出年金向け）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項および第54条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口

の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の取得申込日が別に定める現地の全ての金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

④ 受益者が第45条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 （削除）

第16条 （削除）

(投資の対象とする資産の種類)

第17条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条及び第24条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第18条 委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および

新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りです。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前2項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を

乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第 18 条の 2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第 30 条において同じ。）、第 30 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条、第 26 条、第 28 条および第 37 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第 20 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 19 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 19 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なう

ことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第23条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーフ

ファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額

との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンド

の信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 29 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第 30 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第 31 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 32 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第33条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第35条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第36条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属

します。

(受託者による資金の立替え)

第 39 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 40 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 2 月 22 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 41 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 42 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 43 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 8.99 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 44 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係

る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金の再投資)

第45条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、販売会社に交付されます。

② 販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第46条 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

② 一部解約金（第49条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。）は、第49条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第47条 受益者が、信託終了による償還金について前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第48条 受託者は、収益分配金については第45条に規定する交付開始前に、償還金については第46条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定める現地の全ての金融商品取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第50条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第55条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第56条 第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第50条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第50条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

② 委託者は、受託者に対し、前項の買取請求にかかる受益権を買取請求受付日に一部解約の実行の請求を行なうよう指図するものとします。

(運用状況に係る情報の提供)

第56条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第57条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第45条第3項および第46条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の種類）から第16条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとし、

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成14年2月22日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める現地の全ての金融商品取引所

約款第 12 条第 2 項、第 49 条第 1 項の「別に定める現地の全ての金融商品取引所」は次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 100 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 10 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 40 条第 2 項、第 43 条、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 100 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 13 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 13 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 15 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

います。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受

益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 2 月 22 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社